

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更								
フリガナ設置者	カクヨウカクエン モリノミヤヨウカクエン 学校法人 森ノ宮医療学園								
フリガナ大学の名称	モリノミヤヨウカクエン デイカクイン 森ノ宮医療大学大学院 (Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences)								
大学本部の位置	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号								
大学の目的	森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的	看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成することを目的とする。また、看護学教育の向上のために、看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者を育成する。国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部等】 保健医療学研究科 看護学専攻修士課程
	保健医療学研究科 [Graduate School of Health Sciences] 看護学専攻博士後期課程 [Doctoral Course of Nursing]	年	人	年次人	人	博士（看護学）	年月 第年次 令和4年4月 第1年次	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号	
	計		2	-	6				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療学研究科 看護学専攻修士課程→看護学専攻博士前期課程（令和4年4月改称予定）</li> <li>・看護学部 看護学科（90）（令和3年4月届出予定）</li> <li>・保健医療学部 看護学科（廃止）（△90）※令和4年4月学生募集停止</li> <li>・総合リハビリテーション学部理学療法学科（70）（令和3年4月届出予定）</li> <li>・総合リハビリテーション学部作業療法学科（40）（令和3年4月届出予定）</li> <li>・保健医療学部理学療法学科（△70）※令和4年4月学生募集停止</li> <li>・保健医療学部作業療法学科（△40）※令和4年4月学生募集停止</li> <li>・保健医療学部→医療技術学部（令和4年4月名称変更予定）</li> </ul>								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程	講義	演習	実験・実習	計	22単位			
		10科目	4科目	0科目	14科目				

教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
	新設分	既設分	人	人	人	人	人	人	人
	保健医療学研究科看護学専攻(博士後期課程)		10 (10)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
			10 (10)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	— (—)
	保健医療学研究科医療科学専攻(博士後期課程)		22 (22)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
	保健医療学研究科看護学専攻(修士課程)		11 (11)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	保健医療学研究科保健医療学専攻(修士課程)		38 (38)	9 (9)	4 (4)	0 (0)	51 (51)	0 (0)	0 (0)
	計		71 (71)	17 (17)	4 (4)	0 (0)	92 (92)	0 (0)	— (—)
	合計		81 (81)	21 (21)	4 (4)	0 (0)	106 (106)	0 (0)	— (—)
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		55 (55)	人	10 (10)	人	65 (65)	人	
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員		1 (1)		10 (10)		11 (11)		
	その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	計		56 (56)		20 (20)		76 (76)		
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
	校舎敷地	30,495.44㎡	0㎡		1,871.07㎡		32,366.51㎡		
	運動場用地	0㎡	0㎡		0㎡		0㎡		
	小計	30,495.44㎡	0㎡		1,871.07㎡		32,366.51㎡		
	その他	0㎡	0㎡		0㎡		0㎡		
	合計	30,495.44㎡	0㎡		1,871.07㎡		32,366.51㎡		
校舎	専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		
	28,853.21㎡ (28,853.21㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		28,853.21㎡ (28,853.21㎡)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設		大学全体		
	46室	19室	49室	1室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)				
専任教員研究室	新設学部等の名称			室数				個人研究室56室 共同研究室26室	
	大学全体			82				室	
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学部単位での特定不能なため、大学全体の数	
	保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程	31,200 [1,760] (30,100 [1,720])	440 [60] (440 [62])	20 [10] (19 [10])	920 (899)	1,695 (1,695)	275 (275)		
	計	31,200 [1,760] (30,100 [1,720])	440 [60] (440 [62])	20 [10] (19 [10])	920 (899)	1,675 (1,695)	275 (275)		
図書館	面積		閲覧座席数		収納可能冊数			大学全体	
	881.58㎡		273		80,000				
体育館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体	
	1,323.22㎡		多目的スポーツ施設 1						
び経費の要方見積り概及	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コストを含む)を含む。
	教員1人当り研究費等		250千円	250千円	250千円	250千円	—千円	—千円	
	共同研究費等		15,500千円	15,500千円	15,500千円	15,500千円	—千円	—千円	
	図書購入費	14,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	—千円	—千円	
	設備購入費	36,000千円	36,000千円	36,000千円	36,000千円	36,000千円	—千円	—千円	

経費の見積り及び維持方法の概要	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		1,100千円	800千円	－千円	－千円	－千円	－千円	保健医療学専攻修士課程	
		1,100千円	800千円	－千円	－千円	－千円	－千円	看護学専攻博士前期課程	
		1,000千円	700千円	700千円	－千円	－千円	－千円	医療科学専攻博士後期課程	
	1,000千円	700千円	700千円	－千円	－千円	－千円	看護学専攻博士後期課程		
	学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等						
既設大学等の状況	大 学 の 名 称 森ノ宮医療大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地
	保健医療学部	年	人	年次人	人		倍		
	鍼灸学科	4	60	－	240	学士（鍼灸学）	1.13	平成19年度	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号
	理学療法学科	4	70	－	280	学士（理学療法学）	1.04	平成19年度	
	看護学科	4	90	－	360	学士（看護学）	1.03	平成23年度	
	臨床検査学科	4	70	－	260	学士（臨床検査学）	1.15	平成28年度	
	作業療法学科	4	40	－	160	学士（作業療法学）	1.28	平成28年度	
	臨床工学科	4	60	－	240	学士（臨床工学）	1.14	平成30年度	
	診療放射線学科	4	80	－	160	学士（診療放射線学）	1.12	令和2年度	
	保健医療学研究科								
	保健医療学専攻	2	6	－	12	修士（保健医療学）	1.41	平成23年度	
看護学専攻	2	6	－	12	修士（看護学）	0.33	令和2年度		
医療科学専攻	3	2	－	6	博士（医療科学）	1.00	平成30年度		
附属施設の概要	名 称：森ノ宮医療大学附属施設 目 的：鍼灸学科の学内臨床実習のため 所 在 地：大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号（森ノ宮医療大学内） 設置年月日：平成19年4月 規 模 等：床面積180㎡								

学校法人森ノ宮医療学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和3年度	入学	編入学	収容		令和4年度	入学定	編入学	収容定	変更の事由
	定員	定員	定員			員	定員	員	
森ノ宮医療大学									
保健医療学部									
鍼灸学科	60	-	240	→	鍼灸学科	60	-	240	
臨床検査学科	70	-	280		臨床検査学科	70	-	280	
臨床工学科	60	-	240		臨床工学科	60	-	240	
診療放射線学科	80	-	320		診療放射線学科	80	-	320	
看護学科	90	-	360			0	-	0	令和4年4月学生募集停止
理学療法学科	70	-	280			0	-	0	令和4年4月学生募集停止
作業療法学科	40	-	160			0	-	0	令和4年4月学生募集停止
<hr/>									
計	470		1880		計	470		1880	
森ノ宮医療大学大学院									
保健医療学研究科									
保健医療学専攻 (M)	6	-	12	→	保健医療学専攻 (M)	6	-	12	
看護学専攻 (M)	6	-	12		看護学専攻 (M)	6	-	12	
医療科学専攻 (D)	2	-	6		医療科学専攻 (D)	2	-	6	
<hr/>									
計	14	-	30		計	16	-	36	看護学専攻 (D) 専攻の課程の変更(届出)
森ノ宮医療学園専門学校									
鍼灸学科									
昼間部	90	-	270	→	昼間部	90	-	270	
夜間部	30	-	90		夜間部	30	-	90	
柔道整復学科									
昼間部	60	-	180		昼間部	60	-	180	
夜間部	30	-	90		夜間部	30	-	90	
<hr/>									
計	210		630		計	210		630	

教育課程等の概要															
(大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 博士後期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通科目	看護研究倫理特論	1前	2			○			2						オムニバス
	看護研究方法論	1前	2			○			2	1					オムニバス
	看護教育学研究特論	1前	2			○			1						
	小計(3科目)	—	6	0	0	—	—	—	5	1	0	0	0	兼0	—
専門科目	看護技術開発特論	1後		2		○			1						
	看護理論後期特論	1後		2		○			1						
	公衆衛生看護学後期特論	1後		2		○			1	1					オムニバス
	育成看護学後期特論	1後		2		○			3						オムニバス
	療養支援看護学後期特論Ⅰ	1後		2		○				1					
	療養支援看護学後期特論Ⅱ	1後		2		○			2	1					
	成人看護支援後期特論	1後		2		○			1						
小計(7科目)	—	0	14	0	—	—	—	9	3	0	0	0	兼0	—	
特別研究 と演習科目	後期専門演習	1後	2				○		10	4					
	小計(1科目)	—	2	0	0	—	—	—	10	4	0	0	0	兼0	—
	後期特別研究Ⅰ	1通	4				○		10	4					
	後期特別研究Ⅱ	2通	4				○		10	4					
	後期特別研究Ⅲ	3通	4				○		10	4					
小計(3科目)	—	12	0	0	—	—	—	10	4	0	0	0	兼0	—	
合計(14科目)		—	20	14	0	—	—	—	10	4	0	0	0	兼0	—
学位又は称号		博士(看護学)		学位又は学科の分野			保健衛生学関係(看護学関係)								
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
共通科目で6単位、専門科目より選択科目の特論2単位以上、専門演習科目2単位及び特別研究科目12単位の計22単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。							1学年の学期区分			2学期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業時間			90分					

教育課程等の概要																
(大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通科目	医療科学概論	1前	2			○			5	1					オムニバス	
	医療科学研究方法論	1前	2			○			7	2					オムニバス	
	研究倫理特論	1前	2			○			2					兼1	オムニバス	
	医史学・医療社会学概論	1前		1		○								兼2	オムニバス	
	小計(4科目)	—	6	1	0	—			8	2	0	0	0	兼3		
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	1後		2		○			1	1				兼1	オムニバス
		臨床神経解剖学特論	1後		2		○			1						
		分子治療学特論	1後		2		○			3						オムニバス
		分子病態検査学特論	1後		2		○			3						オムニバス
		小計(4科目)	—	0	8	0	—			8	1	0	0	0	兼1	
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論	1後		2		○			1	1					オムニバス
		鍼灸医療技術開発特論	1後		2		○			2						オムニバス
		看護技術開発特論	1後		2		○			2						オムニバス
	小計(3科目)	—	0	6	0	—			5	1	0	0	0	兼0		
	科演専門科目	後期専門演習	1後	2				○		15	3					
小計(1科目)		—	2	0	0	—			15	3		0	0	兼0		
特別科目研究	後期特別研究I	1通	4				○		15	3						
	後期特別研究II	2通	4				○		15	3						
	後期特別研究III	3通	4				○		15	3						
	小計(3科目)	—	12	0	0	—			15	3	0	0	0	兼0		
合計(15科目)		—	20	15	0	—			15	3	0	0	0	兼4		
学位又は称号	博士(医療科学)		学位又は学科の分野					保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
共通科目で6単位、専門科目は健康機能科学系及び医療技術開発系から自身の専門領域に最も近い選択科目の特論2単位以上、専門演習科目2単位及び特別研究科目12単位の計22単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

授 業 科 目 の 概 要			
（保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通科目	看護研究倫理特論	<p>（概要） 看護の実践及び看護研究には倫理観が必要となる。近年の少子・高齢社会、生活者の価値観の多様化などの社会情勢を踏まえ、本特論では、医療専門職として必要な研究倫理について理解を深め、医療の現場における倫理的な問題および倫理的調整に必要な知識について考察し、臨床の現場や看護研究を行う際に必要な能力の修得を目指した学修を行う。本科目の単位認定者は白井文恵である。 （オムニバス方式／全15回）</p> <p>（5 齋藤 雅子／7回） 臨床の現場における倫理的諸問題を取り上げ、倫理的調整に必要な思考能力を修得させる。利益相反の定義、マネージメント、データの管理、個人情報保護の具体的な方法について教授する。さらに、臨床の現場における倫理的諸問題を取り上げ、倫理的調整に必要な思考能力を修得させる。</p> <p>（6 白井 文恵／8回） 研究倫理について、研究者としての行動規範を教授する。本特論では、研究公正の意味とその重要性、研究不正の定義やその具体例、研究行為における責務、オーサーシップなど、国内・海外での倫理不正事例をもとに、そのポイントを理解し、研究者としての行動規範を修得させる。</p>	オムニバス方式
	看護研究方法論	<p>（概要） 国内外における看護学領域の様々な研究方法を学ぶことによって自身の行う特別研究において採用する研究方法の質を高め、より適切に信頼性の高い研究を実施できるようにするための基礎固めを行う。また、様々な研究方法による論文を批判的に吟味し課題の抽出と検討を行い、看護実践へのエビデンスの活用について論じることができるよう指導する。本科目の単位認定者は伊津美孝子である。 （オムニバス方式／全15回）</p> <p>（3 伊津美 孝子／5回） 広く国内外の看護研究における生活援助、診療援助技術に関する研究について、特に実験研究、準実験研究、アクションリサーチを中心に論文のクリティックを行い、研究方法論に関する課題を認識できるよう教授する。</p> <p>（4 中西 伸子／5回） 看護現象について、研究デザイン並びに研究方法をより妥当性の高いアプローチを用いて、実施できるように教授する。研究の理論的枠組み、研究方法（研究デザイン、データ収集）、分析方法（統計学的手法）について理解を深め、さらに看護研究におけるシステムティックレビュー、メタアナリシスについて理解させたい。また、量的研究の批判的分析（クリティック）をプレゼンし、ディスカッションを行わせる。また、臨床研究の介入研究方法論について概説し、その概要と基本的手法を修得させる。</p> <p>（13 蓮池 光人／5回） 看護研究の方法論として、データを客観的、多面的、多層的に理解し、本質を導き出すための質的研究について教授する。</p>	オムニバス方式
	看護教育学研究特論	<p>看護学専攻修士課程における看護教育学は、看護教育学全般すなわち、歴史、対象、教育課程、教育方法、評価、アウトカムを認識し多様な側面の研究手法をレビューするものである。博士後期課程においては修士課程の知見をベースに、学生が近い将来、研究者・教育者として自立することができる教育を用意する。看護教育には他の医療専門職に共通した目的志向、方法が存在するが、独自の視点が多い。看護における対象のとらえ方や看護実践の特性、教育方法の特性（多様な演習や実習）には固有のものがある。看護の高等教育化が進み看護教育関連研究実績も積まれているが、理論化は進んでいない。本特論では、看護教育学の理論構築を志向した教育方法の検討すなわち、看護学演習、看護学実習（実態の分析、研究レビュー、新たな方法の提案等）を中心課題とする。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	看護技術開発特論	実践の学問である看護学にとって「技術」を問うことは最重要課題である。一般に「技術」はテクニックレベルでとらえられることが多いが、本学では学部教育から一貫してヒューマンケアの概念を中心に据えており、人と人との関係性の中で技術を考える取り組みをしている。看護学専攻修士課程の「看護技術特論」で考察した看護技術観を基盤に、ここでは看護技術開発を中心に取り組む。看護技術の先行研究は連続と続けられているが必ずしもEBN(Evidence based Nursing)に繋がっているとは言えず、実践現場では経験知による実践によらざるを得ない現状がある。そこで本特論では先行研究をクリティークし、その技術を必要としているクライアントに繋げるための方略すなわち、臨床現場や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、クリニック等におけるニーズとの接点を考察することを通して看護技術の創生に寄与する教育内容にする。	
	看護理論後期特論	超高齢化社会の到来、自然災害、環境汚染など看護を取り巻く問題は多様化し、深刻化している。看護学は看護実践の科学であると明らかにされているが、特に、医療施設における在院日数の短縮化は、「careとは何か」を再び問う状況を作り出しているともいえる。本特論では、看護実践における看護の本質探究のために看護理論の評価と開発を中心に学修を進めていく。理論を活用するには、理論がどのような観点について論じているのか、主要概念は何かなどを評価する必要がある。そのうえで理論の前提・主要概念・命題、理論の特徴とその変遷について吟味し、理論開発に臨む。	
	公衆衛生看護学後期特論	(概要) 公衆衛生看護学は、地域で生活する個人や家族、地域全体の健康レベルと生活の質を向上させることを目的に看護援助のあり方を探究する学問領域である。前半は特別研究で用いる研究手法について、特に看護におけるさまざまな研究論文や資料をクリティークし、教員と討論する中で具体的な研究手法を体得させる。後半は、地域において保健医療福祉の現場を観察し、地域住民に対する生活の質の向上を目指した保健活動や保健・医療・福祉システムに関する課題を抽出し、抽出した課題の背景、原因、解決策などの分析を行わせることにより、改善策および新しい技術やシステム開発と施策化に向けた検証方法を考案させる。本科目の単位認定者は白井文恵である。 (オムニバス方式/全15回)  (6 白井 文恵/8回) 近年の災害や感染症などの健康危機課題への対応には広域的かつ専門的な視点が求められる。健康危機管理拠点として保健所が果たすべき役割、課題解決に向けた健康政策の構築に必要な思考能力を養わせる。  (11 関口 敏彰/7回) 市区町村などの基礎自治体が行う健康相談、保健指導、健康診査等は地域住民の健康維持・増進に不可欠な役割を担う。その役割の実践に必要な地域の健康課題を発見し、その課題の解決方法を考え、そして実践を評価するための応用的な技術及び思考能力を養わせる。	オムニバス方式



授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	育成看護学後期特論	<p>(概要)</p> <p>女性の健康の概念と歴史の理解のもとに、女性のライフサイクル各期の健康課題を研究の動向から明確にし、健康支援について考察を深めさせる。女性が健康を維持・増進する機能を最大限に発揮して健康問題に対処できるようにするための理論、概念、方法論、倫理的側面について探究させる。また、健康を維持・増進するための方法論として、補完代替医療に着目し、アロマセラピーの役割について探究させる。さらに、次世代の健全育成に向け、家族を取り巻く社会情勢を踏まえ、家族のもつ健康問題を多角的に分析し、疾病や障がいの有無にかかわらず、子どもの成長・発達について教授する。本科目の単位認定者は中西伸子である。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(4 中西 伸子/7回)</p> <p>ウイメンズヘルスと次世代育成を統合的にとらえ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、ライフサイクル各期の健康課題と支援を最新の研究動向から科学的・専門的に探究させる。さらに、子どもの成長・発達について理解させ、次世代の健全育成に向けた健康の維持、増進について教授する。</p> <p>(5 齋藤 雅子/6回)</p> <p>社会的ハイリスクにある母子についての課題を探究させ、女性、子ども、家族の健康課題、健康問題に対する看護支援の体系化を図り、社会の変化に対応できる実証的な研究について教授する。</p> <p>(7 森 美侑紀/2回)</p> <p>女性のライフサイクル各期や小児の発達過程において、健康を維持・増進するための補完代替医療としてのアロマセラピーの役割について探究させ、予防医学のためのアロマコーディネートについて教授する。</p>	オムニバス方式
	療養支援看護学後期特論 I	<p>高齢者は老性変化による身体的、心理・精神的変化および社会的生活や役割が変化する時期にあることを踏まえて、保健医療福祉の動向、地域ケアシステムの構築に関連する諸制度や理論、意思決定の尊重などの倫理的課題について教授する。また、高齢者を取り巻く社会の現状と課題を理解させ、その人の自尊心、QOLを尊重した全人的アプローチ、認知症ケア、家族形態の変化に関連した社会問題とその援助について探究させる。さらに高齢者にとって途切れることなくケアが継続されることに重要性があることから、病院だけでなく、高齢者施設や在宅におけるケアについて、諸制度、関係多職種連携など、在宅ケアシステム全体を視野におき、看護に必要な理論、援助方法について教授する。また現在の在宅看護の背景を概観し、現代社会における問題・課題を明らかにし、在宅ケアに求められている看護について必要な方策を探究させる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	療養支援看護学 後期特論Ⅱ	<p>(概要)</p> <p>精神看護学ではあらゆる発達段階にある対象のメンタルヘルスが課題となるが、本科目では思春期から青年期のメンタルヘルスを対象とする。精神看護学では、対象理解が重要であり、対象の立場に立ちながら対象やその家族の生活過程、社会環境、認識を深く検討していく。さらに医師、作業療法士の立場からも対象理解を深め、より広い視点で全体像を捉えさせる。もてる力をこれから大いに発揮する段階にある思春期から青年期にある心を病む対象が社会生活に適応し健康的に生活していくためのエビデンスに基づいた支援システムの構築を目指す。本科目の単位認定者は蓮池光人である。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(8 橋本 弘子/2回)</p> <p>精神科の支援において対象者の全体像を的確に把握し、将来を予測しニーズに合った生活支援を展開していくことは重要である。本授業ではICF(International Classification Functioning Disability and Health)の理論にもとづき、心身機能と行動特性の理解をもとに地域で生活するために対象者が持つ能力をどのように生かしていくかを考えるための支援システムを学修させる。</p> <p>(9 前川 佳敬/2回)</p> <p>支援対象者の全体像を的確に把握し、将来を見据えた適切な生活支援を継続して行うためには、疾患に対する理解を深めることが重要である。本授業では、精神疾患に関する医学的な知識を学修させることで、円滑かつ効果的な支援を行うためのエビデンス構築を目指す。</p> <p>(13 蓮池 光人/11回)</p> <p>思春期から青年期にある心を病む対象が社会生活に適応し健康的に生活していくことができるようになるために、対象の発達段階・健康障害の種類・健康の段階・生活過程の特徴から対象特性をおさえさせ、対象がもてる力を発揮しながらその人らしく生活していけるための看護ケアを追求させる。</p>	オムニバス方式
	成人看護支援 後期特論	<p>ライフサイクルにおける成人期の発達課題と健康問題の特徴を踏まえた看護実践方法について探究する。とくに急激な健康状態の変化や侵襲的治療によって身体・心理・社会的危機状況にある患者、疾病や障がいがありながら生活している患者に対する看護ケアを、エビデンスに基づく看護(EBN: Evidence Based Nursing)の視点から探究するとともに、現在の社会動向や医療状況における患者のニーズに応じた看護実践のありかたや課題等について考察させる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究と 演習科目	専門 演習科目	後期専門演習	
		<p>(概要)</p> <p>後期専門演習は、後期特別研究の研究指導教員の下で、前半は自身の行う研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と議論しながら具体的な技術を模索し体得させる。後半は、各学生の研究領域に関連する臨床現場に出向き、参与観察を行いながら医療における具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような研究を構想する作業に取り組ませる。</p> <p>(1 吉村 弥須子)</p> <p>前半は特別研究で用いようとしている研究手法について、特に看護におけるさまざまな質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。</p> <p>後半は、病院において看護の臨床現場を観察させ、がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践や医療支援、サポートシステム等に関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、根本原因、解決策などの分析を行うことにより、改善策および新しい技術やシステム開発と検証方法を考案させる。</p> <p>(2 村上 生美)</p> <p>前半は、学生が看護実践の中から焦点化している研究疑問に対する研究手法について先行研究からその手法を具体的に体得させる。</p> <p>後半は、看護実践領域(病院、診療所、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、介護保険施設等)において看護実践の参加観察をさせる。参加観察で得られたデータを分類し(実践領域・看護を受ける患者や家族の問題・看護職の知識や技術力・技術の種類等)要因を分析して問題を抽出させる。自己の研究課題に焦点化した問題に対する実現可能で根拠の明確な方策とその有効性の検証方法を考案させる。</p> <p>(3 伊津美 孝子)</p> <p>前半は、看護の臨床における生活援助、診療援助などの看護技術に関する実験研究、準実験研究、量的、質的研究を中心に、あるいは学生自身の行う研究で用いようとしている研究手法について、論文や資料を批判的に読んで議論しながら具体的な技術を模索し体得させる。</p> <p>後半は、学生の研究領域に関連する病院や診療所など臨床現場に出向き、参加観察法やインタビュー調査などを行いながら、看護技術研究の具体的な課題を抽出させる。抽出した課題の現状、原因、要因を分析することにより、看護実践における質の向上につながるような看護技術の方法を考案させる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究 と 演 習 科 目	専 門 演 習 科 目	後期専門演習	
		<p>(4 中西 伸子)</p> <p>前半は、女性のライフサイクル各期における健康課題の健康支援に向けた実践方略の興味のある分野についてケア、介入を行っている病院、診療所、または助産院等において臨床現場を観察させ、有効性、安全性に関する問題点を抽出させる。</p> <p>後半は、臨床現場における介入等の効果および問題点を帰結別に分類し、それぞれの根本原因分析を行うことにより、その防止または軽減のための方策とその有効性の検証方法を考案させる。</p> <p>(5 齋藤 雅子)</p> <p>前半は、主に妊娠出産育児ケアや周産期における助産ケア、および母親と子どもの関係や発達に関連した国内外の研究論文を講読し、最新の知見や研究方法に関する考察と討議を行わせる。</p> <p>後半は、ケアを行っている病院や診療所、助産院において臨床現場を観察させ、自己の関心現象を探究する上で必要な研究枠組みの構築や、尺度の用い方、あるいはデータ分析方法をとおして具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような研究を構想する能力を養わせる。</p> <p>(6 白井 文恵)</p> <p>公衆衛生看護は、地域で生活する個人や家族、地域全体の健康レベルと生活の質を向上させることを目的に看護援助のあり方を探究する領域である。前半は特別研究で用いる研究手法について、特に看護におけるさまざまな質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。</p> <p>後半は、地域において保健医療福祉の現場を観察し、地域住民に対するQOL向上を目指した保健活動や保健・医療・福祉支援サービス支援システム等に関する課題を抽出させる。抽出した問題点の背景、原因、解決策などの分析を行うことにより、改善策および新しい技術やシステム開発と検証方法を考案させる。</p> <p>(7 森 美侑紀)</p> <p>前半は、特別研究で用いようとしている研究手法について、論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。</p> <p>後半は、病院や介護施設などにおけるアロマセラピーの施術現場を観察させ、疾患の病態および行われている施術の正当性や問題点などを、組織学ならびに分子生物学的な視点から抽出し、詳細な病態把握と施術法の有効性や安全性について基礎医学的観点から検証させる。</p> <p>(8 橋本 弘子)</p> <p>前半は、特別研究で用いようとしている研究手法について、論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。</p> <p>後半は、病院や市町村における支援事業や地域支援サービスの現場を観察させ、精神的ケアの必要な当事者に対するQOL向上を目指した支援に関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、心身機能、現状の分析を行わせることにより、今後における効果的な介入方法について改善策および新しい技術やシステム開発と検証方法を考案させる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究と演習科目	専門演習科目 後期専門演習	<p>(9 前川 佳敬) 前半は、特別研究で用いようとしている研究手法について、精神疾患におけるさまざまな質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。 後半は、病院において臨床現場を観察させ、精神疾患における治療、医療支援、生活支援、サポートシステム等に関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、根本原因、解決策などの分析を行うことにより、改善策および新しい技術やシステム開発と検証方法を考案させる。</p> <p>(10 松尾 安希子) 前半は、特別研究で用いようとしている研究手法について、特に循環器看護におけるさまざまな質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。 後半は、病院において看護の臨床現場を観察させ、重症高血圧や心不全患者に対するQOL向上を目指した看護実践や医療支援、サポートシステム等に関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、根本原因、解決策などの分析を行うことにより、改善策および新しい技術やシステム開発と検証方法を考案させる。</p> <p>(11 関口 敏彰) 前半は、後期特別研究で取り組む研究内容及び研究方法について、公衆衛生関連の研究論文等へのクリティークを通して批判的思考力を向上させ、併せて関心のある解析手法も模擬データを用いて実践的に体得させる。 後半は地域における保健事業または疫学研究調査の現場に出向き、参与観察を通して地域における健康課題、または研究調査における考慮点等を抽出させる。抽出した課題等に関する検討を通して、今後の研究デザインも考案させる。</p> <p>(12 外村 昌子) 前半は国内外の高齢者を対象とした研究論文や資料について批判的に検討し、教員と討論しながら実施可能な研究課題を検討させ、具体的な研究手法を体得させる。 後半は、高齢者施設や病院などで主体的にフィールドワークを行い、高齢者の健康障害や生活環境、社会資源における具体的な課題を抽出する。抽出した課題の背景や要因を分析し、それを解決するための介入方法などを構想し、新規性のある研究計画が作成できるよう指導する。</p> <p>(13 蓮池 光人) 前半は、看護特に精神看護に関する様々な質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な質的研究方法を会得させる。 後半は、思春期から青年期の対象への精神看護の実践現場を観察すること、思春期から青年期の対象をサポートするための地域での取り組みを観察することで、思春期から青年期の心を病む対象が社会生活に適応していくための障壁となっているものを抽出させる。抽出した障壁となっているものを整理し、そこに生じている矛盾を調和し解消するための方策と有効性の検証方法を考案させる。</p> <p>(14 岡田 公江) 前半は、看護および助産における量的研究を用いた妊婦の健康維持・増進に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。 後半は、病院、診療所および助産所における妊婦の健康維持・増進のための支援の実際を把握し、すべての産婦がより安全で、安心した出産の実現にむけた妊娠期における支援方法、支援システムに関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、根本原因、解決策などの分析を行うことにより、新しい支援方法や支援システムの開発と検証方法を考案させる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究と演習科目	特別研究科目  後期特別研究 I	<p>（概要） 後期特別研究は、1～3年次まで継続される学位論文作成に直接関わる科目であり、各指導教員の研究テーマにそって研究のすべての過程を遂行する。後期特別研究 I では、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>（1 吉村 弥須子） がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証や医療支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究 I では、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>（2 村上 生美） 現代の看護システムを導入するにあたって必要な看護ケアの有効性や安全性を検証させる。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、EBN (Evidence based nursing) を志向した先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請およびプロトコル発表を行わせる。 1. 患者-看護師のコミュニケーション（非言語的コミュニケーション、ICUやクリーンルーム等の特殊状況における問題）の有効性の検証 2. 看護ケア（清拭・体位変換・移送や移動・寝床気候）に対する実験的検討</p> <p>（3 伊津美 孝子） 医療や福祉の目標としてサクセスフル・エイジング（健康的な老い、高いQOLを伴う老い）を達成することが求められている。高齢者の巧緻性低下は、日常生活の質に大きく影響することを踏まえ自己のセルフケア能力の維持・向上に努めることが重要である。後期特別研究 I では、高齢者の健康寿命延伸のための研究を行い、主に高齢者の手指、足趾力など巧緻性向上のエビデンスを検証させる。設定した研究テーマに沿って、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>（4 中西 伸子） 看護対象者の健康課題に対して導入するケアや介入方法の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、またはprospectiveな介入研究、観察研究、質的研究を行うにあたっての研究指導を行う。 1. 看護に関する既存の技法または新しく開発したケア技法の臨床応用可能性の検証 2. 看護対象者への介入研究における適切な対照群選択についての検証 3. 看護現象に応じた妥当性の高い研究手法の選択についての検証 決定した研究テーマに沿って、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究と演習科目	特別研究科目	<p>(5 齋藤 雅子) 妊産褥婦や子ども、女性や家族に対する役割獲得や家族関係の質の向上、虐待予防を目指した看護実践の検証や支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせ、研究の一連のプロセスを踏み看護専門職としての研究実践能力を養わせる。</p> <p>(6 白井 文恵) 地域で生活する在宅療養者の療養環境は個性が大きく、感染予防対策に関するエビデンスの構築が重要となる。本研究では感染予防に関する既存の研究のクリティックから研究テーマを決定し、研究計画立案、研究倫理審査申請について指導する。</p> <p>(7 森 美侑紀) 看護分野におけるアロマセラピーの必要性や課題を分析し、植物精油が生体に与える作用や作用機序について、組織学および分子生物学的に解析を行わせる。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>(8 橋本 弘子) 支援が必要な疾患を持つ患者などに対し神経心理学的視点に基づいた効果的な心身機能に対する支援の臨床的エビデンスを検証する。Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、または前向きコホートをrowわせる。 1. 疾患を持つ患者の心身機能に対する支援実践の検証 2. 疾患を持つ患者の介入・支援に関する対照群の開発と検証 3. 疾患を持つ患者の介入・支援の開発と検証 テーマが決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコルを発表させる。</p> <p>(9 前川 佳敬) 精神疾患患者に対しての全体像を把握し将来を見据えた適切な治療、医療支援、生活支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>(10 松尾 安希子) 重症高血圧や心不全患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証や医療支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>(11 関口 敏彰) 研究対象は公衆衛生関連全般でも可能であるが、主に健康寿命の延伸及び子ども虐待の予防を目的とした保健師活動のエビデンス構築に資する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>(12 外村 昌子) 高齢者の健康や生活上の課題解決と生活の質の向上を目的に、高齢者を取り巻く生活環境や加齢による心身機能の低下に考慮した看護介入に関する研究テーマを選定させ、研究計画を作成するなどの研究活動を行わせる。決定した研究テーマに沿って、先行研究のレビュー、研究計画の立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p> <p>(13 蓮池 光人) 思春期から青年期に心を病む対象が社会生活に適応していくための支援システムの構築が重要となる。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、支援システム構築を目指した研究テーマを決定し、研究テーマに沿って、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請について指導する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究 と演習科目	特別研究科目	<p>(14 岡田 公江)</p> <p>すべての産婦がより安全で、安心した出産の実現にむけた妊娠期における支援方法、支援システムの開発の構築に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。</p>	
特別研究 と演習科目	特別研究科目	<p>(概要)</p> <p>後期特別研究は、1～3年次まで継続される学位論文作成に直接関わる科目であり、各指導教員の研究テーマにそって研究のすべての過程を遂行する。後期特別研究Ⅱではデータ収集、解析、結果の解釈、論文執筆、学術雑誌への投稿、および中間報告会発表を行わせる。</p> <p>(1 吉村 弥須子)</p> <p>がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証や医療支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表させる。</p> <p>(2 村上 生美)</p> <p>以下の領域の看護ケアの有効性や安全性について、後期特別研究Ⅰで焦点化した研究計画を実践させる。具体的には、後期特別研究Ⅱでは、データ収集、解析、結果の解釈、論文執筆、学術雑誌への投稿、および中間発表会での発表を指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 患者-看護師のコミュニケーション（非言語的コミュニケーション、ICUやクリーンルーム等の特殊状況における問題）の有効性の検証</li> <li>2. 看護ケア（清拭・体位変換・移送や移動・寝床気候）に対する実験的検討</li> </ol> <p>(3 伊津美 孝子)</p> <p>高齢者の健康寿命延伸のための研究を行い、主に高齢者の手指、足趾力など巧緻性向上のエビデンスを検証させる。具体的には、研究テーマに沿った参加観察法、巧緻性向上尺度開発と信頼性、妥当性検証、尺度調査、巧緻性向上プログラムの開発と実施、評価(実験研究)など研究指導を行わせる。後期特別研究Ⅰを踏まえて、プロトコルにもとづきデータ収集、解析、結果の解釈を行い論文執筆して投稿させるとともに、中間報告会で発表させる。</p> <p>(4 中西 伸子)</p> <p>看護対象者の健康課題に対して導入するケアや介入方法の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証させる。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、またはprospectiveな介入研究、観察研究、質的研究を行うにあたっての研究指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護に関する既存の技法または新しく開発したケア技法の臨床応用可能性の検証</li> <li>2. 看護対象者への介入研究における適切な対照群選択についての検証</li> <li>3. 看護現象に応じた妥当性の高い研究手法の選択についての検証</li> </ol> <p>後期特別研究Ⅰを踏まえて、プロトコルにもとづきデータ収集、解析、結果の解釈を行い論文執筆して投稿させるとともに、中間報告会で発表させる。</p>	



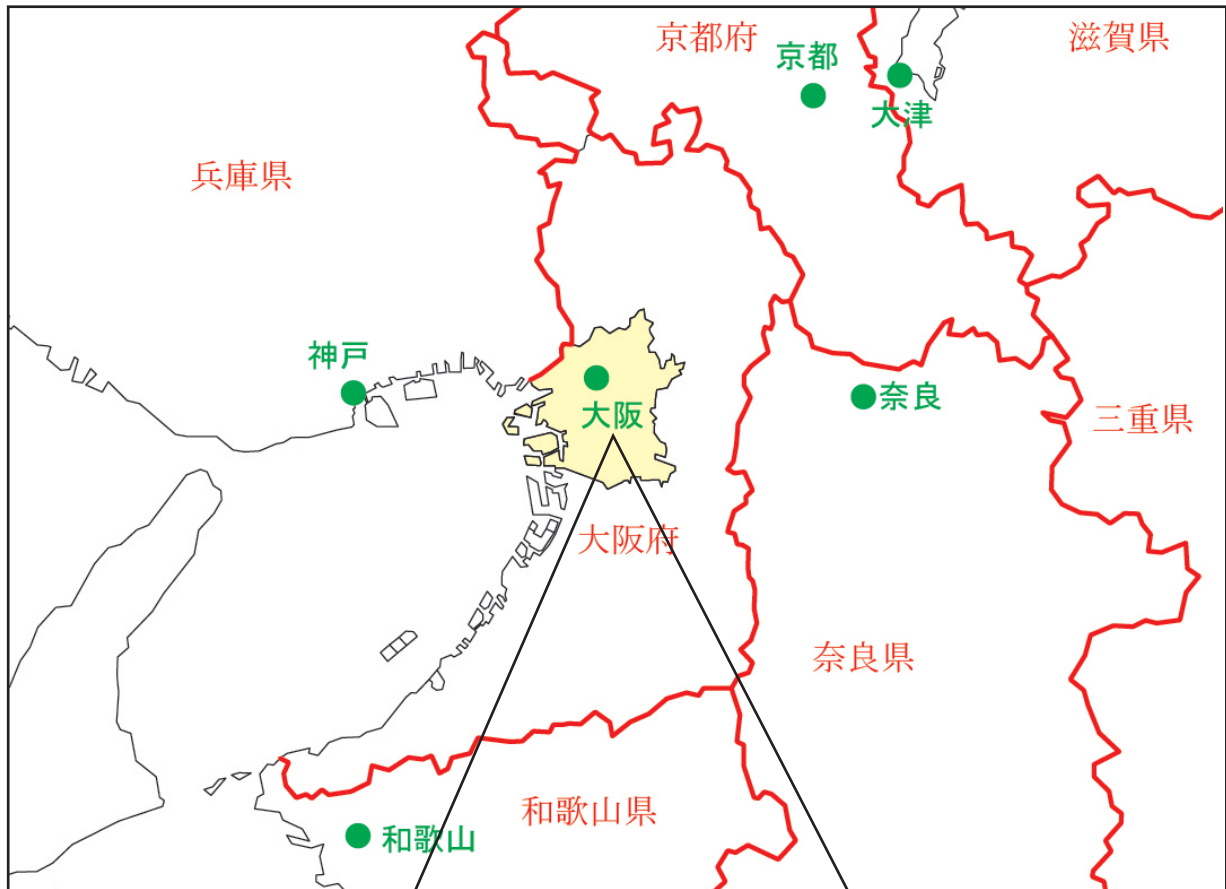
授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究と演習科目	特別研究科目 後期特別研究Ⅱ	<p>(5 齋藤 雅子) 妊産褥婦や子ども、女性や家族に対する役割獲得や家族関係の質の向上、虐待予防を目指した看護実践の検証や支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表させる。</p> <p>(6 白井 文恵) 地域で生活する在宅療養者の療養環境は個別性が大きく、感染予防対策に関するエビデンスの構築が重要となる。後期特別研究Ⅱでは、後期特別研究Ⅰを踏まえて、研究計画書に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行わせて、学会での発表および論文を執筆して投稿させるとともに、中間報告会で発表させる。</p> <p>(7 森 美侑紀) 看護分野におけるアロマセラピーの必要性や課題を分析し、植物油が生体に与える作用や作用機序について、組織学的および分子生物学的に解析を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行わせて、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表させる。</p> <p>(8 橋本 弘子) 支援が必要な疾患を持つ患者などに対し神経心理学的視点にもとづいた効果的な心身機能に対する支援の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表させる。</p> <p>(9 前川 佳敬) 精神疾患患者に対しての全体像を把握し将来を見据えた適切な治療、医療支援、生活支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行わせて、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表させる。</p> <p>(10 松尾 安希子) 重症高血圧や心不全患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証や医療支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表させる。</p> <p>(11 関口 敏彰) 研究対象は公衆衛生関連全般でも可能であるが、主に健康寿命の延伸及び子ども虐待の予防を目的とした保健師活動のエビデンス構築に資する研究を行う。後期特別研究Ⅱではデータ収集、解析、結果の解釈、論文執筆と学術雑誌への投稿、および中間報告会や関連する学会で発表を行わせる。</p> <p>(12 外村 昌子) 後期特別研究Ⅰにおいて検討した、高齢者の健康や生活上の課題解決と生活の質の向上を目的に、高齢者を取り巻く生活環境や加齢による心身機能の低下に考慮した看護介入に関する研究テーマを選定させる。研究疑問、研究デザイン、研究計画書、倫理申請書等に基づいて、データ収集、解析、結果の解釈を行わせ、論文を執筆して投稿させるとともに、中間報告会で一連のプロセスを発表させる。</p> <p>(13 蓮池 光人) 思春期から青年期に心を病む対象が社会生活に適応していくための支援システムの構築と有効性の検証を行う。後期特別研究Ⅰを踏まえて、研究計画書にもとづきデータ収集、分析、結果の解釈を行い学会での発表および論文執筆して投稿させるとともに、中間報告会で発表させる。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究 と 演習科	特別研究 科目	後期特別研究Ⅱ  (14 岡田 公江) すべての産婦がより安全で、安心した出産の実現にむけた妊娠期における支援方法、支援システムの開発の構築に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。	
特別研究 と 演習科	特別研究 科目	後期特別研究Ⅲ  (概要) 後期特別研究は、1～3年次まで継続される学位論文作成に直接関わる科目であり、各指導教員の研究テーマにそって研究のすべての過程を遂行する。後期特別研究Ⅲでは、学術雑誌への投稿、査読対応、学位論文作成および最終発表(公聴会)を行わせる。  (1 吉村 弥須子) がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証や医療支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応させて掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。  (2 村上 生美) 以下の領域の看護ケアの有効性や安全性について、後期特別研究Ⅱで実施した研究成果をもとに、学術雑誌への投稿と査読への対応ならびに学位論文の作成と最終発表(公聴会)を行わせる。 1. 患者-看護師のコミュニケーション(非言語的コミュニケーション、ICUやクリーンルーム等の特殊状況における問題)の有効性の検証 2. 看護ケア(清拭・体位変換・移送や移動・寝床気候)に対する実験的検討  (3 伊津美 孝子) 高齢者の健康寿命延伸のための研究を行い、主に高齢者の手指、足趾力など巧緻性向上のエビデンスを検証させる。具体的には、研究テーマに沿った参加観察法、巧緻性向上尺度開発と信頼性、妥当性検証、尺度調査、巧緻性向上プログラムの開発と実施、評価(実験研究)など研究指導を行う。後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえて、学術雑誌への投稿、査読対応、学位論文作成および最終発表(公聴会)を行わせる。  (4 中西 伸子) 看護対象者の健康課題に対して導入するケアや介入方法の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証させる。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、またはprospectiveな介入研究、観察研究、質的研究を行うにあたっての研究指導を行う。 1. 看護に関する既存の技法または新しく開発したケア技法の臨床応用可能性に対する検証 2. 看護対象者への介入研究における適切な対照群選択についての検証 3. 看護現象に応じた妥当性の高い研究手法の選択についての検証 後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえて、投稿した学術雑誌の査読コメントへの対応、学位論文作成および最終発表(公聴会)を行わせる。	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究と 演習 科目	特別 研究 科目	後期特別研究Ⅲ  (5 齋藤 雅子) 妊産褥婦や子ども、女性や家族に対する役割獲得や家族関係の質の向上、虐待予防を目指した看護実践の検証や支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応させて掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させて、その内容を最終報告会で発表させる。  (6 白井 文恵) 地域で生活する在宅療養者の療養環境は個別性が大きく、感染予防対策に関するエビデンスの構築が重要となる。後期特別研究Ⅲでは、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえて、投稿した学術雑誌の査読コメントへの対応、学位論文作成および最終発表(公聴会)を行わせる。  (7 森 美侑紀) 看護分野におけるアロマセラピーの必要性や課題を分析し、植物油が生体に与える作用や作用機序について、組織学的および分子生物学的に解析を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応させて掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。  (8 橋本 弘子) 支援が必要な疾患を持つ患者などに対し神経心理学的視点に基づいた効果的な心身機能に対する支援の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応させて掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。  (9 前川 佳敬) 精神疾患患者に対しての全体像を把握し将来を見据えた適切な治療、医療支援、生活支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応させて掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。  (10 松尾 安希子) 重症高血圧や心不全患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証や医療支援、サポートシステムの構築等に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。  (11 関口 敏彰) 研究対象は公衆衛生関連全般でも可能であるが、主に健康寿命の延伸及び子ども虐待の予防を目的とした保健師活動のエビデンス構築に資する研究を行う。これまでの集大成として、後期特別研究Ⅰ・Ⅱで得た一連の研究成果をまとめ、学術雑誌への投稿、査読対応、学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。	

授 業 科 目 の 概 要			
(保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究と 演習 科目	特別 研究 科目  後期特別研究Ⅲ	<p>(12 外村 昌子) 高齢者の健康や生活上の課題解決と生活の質の向上を目的に、高齢者を取り巻く生活環境や加齢による心身機能の低下を考慮した看護介入に関する研究テーマに関して、受講生が後期特別研究Ⅰにおいて焦点化して取り組んだ成果、それらをさらに発展させた特別研究Ⅱを踏まえ、投稿論文の査読結果から学術論文作成までの過程に取組ませる。したがって、投稿論文は、査読コメントに適切に対応し掲載まで至るよう発展させ、これら一連の研究作業と成果をまとめ、学位論文作成および最終発表(公聴会)を行わせる。</p> <p>(13 蓮池 光人) 思春期から青年期に心を病む対象が社会生活に適応していくための支援システムの構築と有効性の検証を行う。後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえて、投稿した学術雑誌の査読コメントへの対応、学位論文作成および最終発表(公聴会)を行わせる。</p> <p>(14 岡田 公江) すべての産婦がより安全で、安心した出産の実現にむけた妊娠期における支援方法、支援システムの開発の構築に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文(主論文)を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。</p>	

# 森ノ宮医療大学 府内における位置関係



# 森ノ宮医療大学 最寄り駅からの距離、周辺地図






大阪メトロ中央線 コスモスクエア駅より約 80m 徒歩 1 分

# 森ノ宮医療大学 校舎、運動場等の配置図



森ノ宮医療大学の校地面積…30,495.44㎡

森ノ宮医療大学の校舎面積…28,853.21㎡

-  全学で共用する校舎 (一部、看護学専攻博士後期課程の専用部分を含む)
-  全学で共用する校舎 (一部、他学科等の専用部分を含む)
-  全学で共用する校舎

# 森ノ宮医療大学大学院 学則（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 森ノ宮医療大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

### （自己点検評価及び第三者評価）

第2条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育・研究・組織・運営・施設及び設備の状況について、自己点検評価を行う。

2 自己点検評価に関する必要な事項は別に定める。

3 本大学院は前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 自己点検評価及び第三者評価の結果を公表するものとする。

### （研究科及び課程）

第3条 本大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」という。）を置く。

2 本研究科には修士課程及び博士課程を置く。

3 博士課程は、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程は修士課程として取り扱う。

### （専攻）

第4条 本研究科に次の専攻を置く。

（1） 保健医療学専攻 修士課程

（2） 看護学専攻 博士前期課程及び博士後期課程

（3） 医療科学専攻 博士後期課程

### （修業年限及び在学期間）

第5条 本研究科の修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

第6条 本研究科の博士後期課程の標準修業年限は3年とする。



2 在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

(学生定員)

第7条 本研究科の各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	6名	12名
	看護学専攻	博士前期課程	6名	12名
		博士後期課程	2名	6名
	医療科学専攻	博士後期課程	2名	6名

(専攻の目的)

第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、次のとおりである。

- (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。
- (2) 看護学専攻博士前期課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。
- (3) 看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤の探求をとおして、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる看護研究者、及び看護学教育の向上のために指導的役割を担う看護教育者を育成するとともに、国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することを目的とする。
- (4) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

(学年及び学期)

第9条 学年を以下の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春期休業日
- (4) 夏期休業日
- (5) 冬期休業日

2 学長は前項の規定に関わらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

## 第2章 入学、退学、休学、転学及び除籍

### (入学)

第11条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

### (入学資格)

第12条 本研究科修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了し高度専門士の称号を持つ者
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

2 本研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、授与された者
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または、専門職学位に相当する学位を修了した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

### (入学の出願)

第13条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添え、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学許可)

第15条 学長は、本研究科において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可する。

(退学及び再入学)

第16条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を認定の上、入学させることができる。

この場合において、再入学前に履修した科目、単位数及び在学年数については、第20条第2項の規定を準用する。

(休学)

第17条 病気その他の理由により2月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第5条及び第6条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転入学及び転学)

第20条 学長は、本研究科に他の大学の大学院に在学する者が、所属大学長の許可書を添えて転入学を願い出たときは、学生に欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の場合において、他の大学の大学院において履修した科目、単位数及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。

3 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、研究科委員会の議を経て、除籍す

る。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (2) 第5条及び第6条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第18条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

### 第3章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第22条 大学院の教育は、授業科目の授業と学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教員組織)

第23条 研究科担当教員は、専門分野に応じた本学の研究指導教員及び研究指導補助教員とする。

2 研究科授業担当教員は、大学院教員資格に該当する本学の専任、兼担又は兼任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、研究科委員会の議を経て、学長が命ずる。

(教育課程)

第24条 研究科の教育課程は、別表第1から別表第4に定める。

2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 本研究科博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 本研究科博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 授業科目の単位の計算方法は、次によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学院における授業科目)

第27条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位修得の認定)

第28条 履修単位修得の認定は、試験（口頭又は筆記）あるいは研究報告等により行う。

2 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

(学位論文の提出と審査)

第29条 学位論文は、論文内容の要旨を添えて研究科長に提出するものとする。

2 学位論文の審査は、本研究科の教授、准教授、講師及び関連科目担当の教授、准教授、講師の中から研究科委員会で選出され、研究科長の任命を受けた委員をもって構成される審査委員会で行う。ただし、必要があるときは、その他の教員を加えることができる。

3 審査委員会は学位論文の審査結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(最終試験)

第30条 最終試験は、審査委員会が所定の単位を修得した者で、学位論文を提出した者につき、その論文内容を中心とした関連科目について口頭又は筆記によって行うものとする。

2 審査委員会は最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

## 第4章 学位

(学位の授与)

第31条 本研究科修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。

2 本研究科博士前期課程を修了した者には修士の学位を授与する。

3 本研究科博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

4 所定の単位を修得した者につき、最終試験の結果、学位論文の審査結果に基づいて、研究科委員会の意見を聴き、学長が学位授与の可否を決定する。

(学位の名称)

第32条 本研究科で授与する修士の学位は次のとおりである。

修士（保健医療学）

修士（看護学）

2 本研究科で授与する博士の学位は次のとおりである。

博士（医療科学）

博士（看護学）

## 第5章 検定料、入学料、授業料及び手数料

(検定料、入学料、授業料及び手数料)

第33条 大学院に入学する学生の検定料、入学料、授業料及び手数料の額については、別表第5に定める。

(検定料、入学料及び手数料の徴収)

第34条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際にそれぞれ徴収する。

(授業料の納入期限)

第35条 本学の学生の授業料等は4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とし、その年額の2分の1に相当する額を、学長が指定した日までに納付しなければならない。

2 経済的事由により授業料等の納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の全部若しくは一部の納付を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第17条により休学を認められた学生の学納金は、各学期の授業料の半額を減免するものとする。

(退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料)

第36条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日(停学の場合にあっては、停学となった日の前日及び停学の解除された日)の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第37条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び手数料は還付しない。

## 第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第38条 本研究科に、教育上余力がある場合には、研究科委員会による選考の上、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の入学を許可することができる。

2 本研究科において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として履修を許可することができる。

3 本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。研究生となることができる者は、大学院修士課程あるいは博士後期課程を修了した者又は研究科委員会でこれと同等以上の能力があると認めた者とする。

4 他の大学院(外国の大学院を含む。以下この条において同じ)の学生で、本研究科において授業科目

を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

5 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

6 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関わる検定料、入学料、授業料及び手数料については別に定める。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、研究科委員会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、本研究科の学則その他学生に関する諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(5) 大学院の名誉を著しく毀損した者

(6) その他、本大学院に在学させることが不相当と認められる者

## 第8章 運営組織

(運営組織)

第41条 本研究科の教育に関する重要な事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

## 第9章 雑則

(細則)

第42条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第43条 この学則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。
- 2 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 3 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 4 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 5 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 6 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 7 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 8 この学則は令和2年12月23日から施行する。
- 9 この学則は令和3年1月5日から施行する。
- 10 この学則は令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日に在学する者については、従前の規定を適用する。
- 11 この学則は令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日に在学する者については、従前の規定を適用する。



別表第1

## 保健医療学研究科 保健医療学専攻修士課程 教育課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	
共通科目	代替・統合医療特論	2	
	東洋医学史特論	2	
	保健医療研究方法論	2	
	保健医療教育特論	2	
	プログラム言語特論	2	
	生物統計学特論	2	
	QOL評価法特論	2	
	英語文献講読	2	
専門科目	健康増進領域	人体構造学特論	2
		発達支援リハビリテーション特論	2
		栄養・代謝生化学特論	2
		発達健康支援看護学特論	2
		医療安全学特論	2
		運動生理学特論	2
		バイオメカニクス健康科学特論	2
		鍼灸健康科学特論	2
	生体防御系臨床鍼灸学特論	2	
	心身健康科学特論	2	
	健康回復領域	血液学特論	2
		血管病理病態学特論	2
		臨床検査画像診断学特論	2
		リハビリテーション学特論	2
		柔道整復学特論	2
		療養支援看護学特論	2
		運動器系理学療法学特論	2
		神経系理学療法学特論	2
		介護福祉学特論	2
		難病リハビリテーション特論	2
		認知症作業療法学特論	2
		現代臨床鍼灸学特論	2
		緩和ケア鍼灸学特論	2
		古典臨床鍼灸学特論	2
		医用機器計測制御学特論	2
		シミュレーション医工学特論	2
		医療画像解析学特論	2
		放射線治療技術学特論	2
分子イメージング解析学特論		2	
内科系理学療法学特論	2		
特別演習領域	専門演習	4	
	特別研究	6	

## 別表第2

## 保健医療学研究科 看護学専攻博士前期課程 教育課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	
共通科目	看護倫理特論	1	
	チーム医療特論	1	
	保健医療研究方法論	2	
	保健医療教育特論	2	
	QOL評価法特論	2	
	代替・統合医療特論	2	
	英語文献講読	2	
	東洋医学史特論	2	
専門科目	基盤看護学領域	看護研究特論	2
		看護教育学特論	2
		看護理論特論	2
		ヒューマンケア理論特論	2
		フィジカルアセスメント	2
		看護管理特論	2
		看護技術特論	2
		実践看護学領域	成人看護支援特論
	療養支援看護学特論Ⅰ（在宅・老年）		2
	療養支援看護学特論Ⅱ（精神）		2
	看護ケア特論		2
	育成看護学特論		2
	家族看護学特論		2
	公衆衛生看護学特論		2
	特別演習科目	専門演習	2
特別研究Ⅰ		4	
特別研究Ⅱ		4	

別表第3

## 保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程 教育課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	
共通科目	看護研究倫理特論	2	
	看護研究方法論	2	
	看護教育学研究特論	2	
専門科目	看護技術開発特論	2	
	看護理論後期特論	2	
	公衆衛生看護学後期特論	2	
	育成看護学後期特論	2	
	療養支援看護学後期特論Ⅰ	2	
	療養支援看護学後期特論Ⅱ	2	
	成人看護支援後期特論	2	
特別研究と 演習科目	専門演習 後期専門演習	2	
	特別研究	後期特別研究Ⅰ	4
		後期特別研究Ⅱ	4
後期特別研究Ⅲ		4	

## 別表第4

## 保健医療学研究科 医療科学専攻博士後期課程 教育課程

科目区分	授業科目の名称	単位数	
共通科目	生物統計学後期特論	2	
	医療科学研究方法論	2	
	研究倫理特論	2	
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	2
		臨床神経解剖学特論	2
		分子治療学特論	2
		分子病態検査学特論	2
		計測数理モデル特論	2
		生体情報解析学特論	2
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論	2
		生活支援技術開発特論	2
		心理社会作業療法学特論	2
		鍼灸医療技術開発特論	2
		看護技術開発特論	2
		臨床理学療法技術開発特論	2
		バイオメディカルエンジニアリング特論	2
		放射線技術開発特論	2
	専門演習	後期専門演習	2
	特別研究	後期特別研究Ⅰ	4
		後期特別研究Ⅱ	4
		後期特別研究Ⅲ	4

別表第5

(単位：円)

研究科名 専攻名	学年	入学料	授業料	合計	入学検定料
保健医療学研究科 保健医療学専攻 (修士課程)	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 看護学専攻 (博士前期課程)	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 看護学専攻 (博士後期課程)	1年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
	2年次	—	700,000	700,000	—
	3年次	—	700,000	700,000	—
保健医療学研究科 医療科学専攻 (博士後期課程)	1年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
	2年次	—	700,000	700,000	—
	3年次	—	700,000	700,000	—

(下線は変更部分)

現行	改定案																																							
<p>(目的)</p> <p>第1条 本大学院は</p> <p>(研究科及び課程)</p> <p>第3条 本<u>学</u>大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」とする。）を置く。</p> <p>2 本研究科に<u>は</u>修士課程及び博士<u>後期</u>課程を置く。</p> <p>(専攻)</p> <p>第4条 本研究科に次の専攻を置く。</p> <p>保健医療学専攻 修士課程 看護学専攻 修士課程 医療科学専攻 博士後期課程</p> <p>(修業年限及び在学期間)</p> <p>第5条 本研究科の修士課程の標準修業年限は2年とする。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第7条 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻</th> <th>課程</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">保健医療学 研究科</td> <td>保健医療学専攻</td> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">12名</td> </tr> <tr> <td>看護学専攻</td> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">12名</td> </tr> <tr> <td>医療科学専攻</td> <td>博士後期課程</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(専攻の目的)</p> <p>第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、</p>	研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	保健医療学 研究科	保健医療学専攻	修士課程	6名	12名	看護学専攻	修士課程	6名	12名	医療科学専攻	博士後期課程	2名	6名	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>森ノ宮医療大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、</u></p> <p>(研究科及び課程)</p> <p>第3条 本大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」という。）を置く。</p> <p>2 本研究科に修士課程及び<u>博士課程</u>を置く。</p> <p><u>3 博士課程は、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程は修士課程として取り扱う。</u></p> <p>(専攻)</p> <p>第4条 本研究科に次の専攻を置く。</p> <p><u>(1)</u> 保健医療学専攻 修士課程 <u>(2)</u> 看護学専攻 <u>博士前期課程及び博士後期課程</u> <u>(3)</u> 医療科学専攻 博士後期課程</p> <p>(修業年限及び在学期間)</p> <p>第5条 本研究科の修士課程<u>及び博士前期課程</u>の標準修業年限は2年とする。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第7条 本研究科<u>の各</u>専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻</th> <th>課程</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">保健医療学 研究科</td> <td>保健医療学専攻</td> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">12名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">看護学専攻</td> <td><u>博士前期課程</u></td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">12名</td> </tr> <tr> <td><u>博士後期課程</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6名</u></td> </tr> <tr> <td>医療科学専攻</td> <td>博士後期課程</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(専攻の目的)</p> <p>第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、</p>	研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	保健医療学 研究科	保健医療学専攻	修士課程	6名	12名	看護学専攻	<u>博士前期課程</u>	6名	12名	<u>博士後期課程</u>	<u>2名</u>	<u>6名</u>	医療科学専攻	博士後期課程	2名	6名
研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員																																				
保健医療学 研究科	保健医療学専攻	修士課程	6名	12名																																				
	看護学専攻	修士課程	6名	12名																																				
	医療科学専攻	博士後期課程	2名	6名																																				
研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員																																				
保健医療学 研究科	保健医療学専攻	修士課程	6名	12名																																				
	看護学専攻	<u>博士前期課程</u>	6名	12名																																				
		<u>博士後期課程</u>	<u>2名</u>	<u>6名</u>																																				
医療科学専攻	博士後期課程	2名	6名																																					

次のとおりである。

- (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。
- (2) 看護学専攻修士課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。
- (3) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

(入学資格)

第12条 本研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

次のとおりである。

- (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。
- (2) 看護学専攻博士前期課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向しつつ、教育・研究的視点をもって多職種と連携し、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。

(3) 看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤の探求をとおして、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる看護研究者、及び看護学教育の向上のために指導的役割を担う看護教育者を育成するとともに、国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することを目的とする。

(4) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

(入学資格)

第12条 本研究科修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

<p>(修了要件)</p> <p>第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>2 本研究科博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p>	<p>(修了要件)</p> <p>第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p><b><u>2 本研究科博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</u></b></p> <p><b><u>3 本研究科博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</u></b></p>
<p>(学位の授与)</p> <p>第31条 本研究科修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。</p> <p>2 本研究科博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。</p> <p>3 所定の単位を修得した者につき、最終試験の結果、学位論文の審査結果に基づいて、研究科委員会の意見を聴き、学長が学位授与の可否を決定する。</p>	<p>(学位の授与)</p> <p>第31条 本研究科修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。</p> <p><b><u>2 本研究科博士前期課程を修了した者には修士の学位を授与する。</u></b></p> <p><b><u>3 本研究科博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。</u></b></p> <p><b><u>4 所定の単位を修得した者につき、最終試験の結果、学位論文の審査結果に基づいて、研究科委員会の意見を聴き、学長が学位授与の可否を決定する。</u></b></p>
<p>(学位の名称)</p> <p>第32条 本研究科で授与する修士の学位は次の通りである。</p> <p>修士 (保健医療学)</p> <p>修士 (看護学)</p> <p>2 本研究科で授与する博士の学位は次の通りで</p>	<p>(学位の名称)</p> <p>第32条 本研究科で授与する修士の学位は次の<b><u>とおり</u></b>である。</p> <p>修士 (保健医療学)</p> <p>修士 (看護学)</p> <p>2 本研究科で授与する博士の学位は次の<b><u>とおり</u></b></p>



<p>ある。 博士（医療科学）</p> <p>附則 （追加）</p> <p>別表第2</p>	<p>である。 博士（医療科学） <u>博士（看護学）</u></p> <p>附則</p> <p>1 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。</p>
--	---

保健医療学研究科 看護学専攻修士課程 教育課程  
(略)

別表第3

保健医療学研究科 医療科学専攻博士後期課程  
教育課程

この欄には、  
今年度末までに変更届提出予定の  
大学院学則（令和3年4月1日施行）  
別表3 医療科学専攻博士後期課程  
の教育課程を掲載する予定

別表第4

別表第2

保健医療学研究科 看護学専攻**博士前期**課程 教育課程  
(略)

別表第3

保健医療学研究科 **看護学専攻博士後期課程** 教育課程

科目区分	授業科目の名称	単位数
共通科目	看護研究倫理特論	2
	看護研究方法論	2
	看護教育学研究特論	2
専門科目	看護技術開発特論	2
	看護理論後期特論	2
	公衆衛生看護学後期特論	2
	育成看護学後期特論	2
	療養支援看護学後期特論Ⅰ	2
	療養支援看護学後期特論Ⅱ	2
	成人看護支援後期特論	2
特別研究と演習科目	専門演習科目 後期専門演習	2
	特別研究 後期特別研究Ⅰ	4
	後期特別研究Ⅱ	4
	後期特別研究Ⅲ	4

(単位：円)

研究科名 専攻名	学年	入学料	授業料	合計	入学検定料
保健医療学研究科 保健医療学専攻	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 看護学専攻	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 医療科学専攻	1年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
	2年次	—	700,000	700,000	—
	3年次	—	700,000	700,000	—

別表第4

保健医療学研究科 医療科学専攻博士後期  
課程 教育課程

この欄には、  
今年度末までに変更届提出予定の  
大学院学則（令和3年4月1日施行）  
別表3 医療科学専攻博士後期課程  
の教育課程を掲載する予定（黒字）

(追加)

別表第5

(単位：円)

研究科名 専攻名	学年	入学料	授業料	合計	入学検定料
保健医療学研究科 保健医療学専攻 <u>(修士課程)</u>	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 看護学専攻 <u>(博士前期課程)</u>	1年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2年次	—	800,000	800,000	—
<u>保健医療学研究科</u> <u>看護学専攻</u> <u>(博士後期課程)</u>	<u>1年次</u>	<u>300,000</u>	<u>700,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>30,000</u>
	<u>2年次</u>	<u>—</u>	<u>700,000</u>	<u>700,000</u>	<u>—</u>
	<u>3年次</u>	<u>—</u>	<u>700,000</u>	<u>700,000</u>	<u>—</u>
保健医療学研究科 医療科学専攻 <u>(博士後期課程)</u>	1年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
	2年次	—	700,000	700,000	—
	3年次	—	700,000	700,000	—

# 森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程

平成23年4月1日制定  
平成28年5月24日改定  
平成29年2月21日改定  
令和2年11月17日改定

## (趣旨)

第1条 森ノ宮医療大学大学院学則の規定に基づく研究科委員会（以下「委員会」という。）は、この規程の定めるところによる。

## (組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科担当教員
- (4) 研究科授業担当教員で必要と認められた者

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程に関すること
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- (3) 学生の賞罰に関すること
- (4) 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- (5) 研究科授業担当教員の選考に関すること
- (6) 修士・博士の学位の授与に関すること
- (7) 研究科長の諮問したこと
- (8) その他研究科の運営に関し重要な事項

## (委員長)

第4条 委員会に委員長をおき、研究科長をもってあてる。

## (会議の議長)

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

## (会議の議決)

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 議事は出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1号については、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 委員会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

#### 附 則

- 1 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成28年5月24日から施行する。
- 3 この規程は平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は令和2年11月17日から施行する。

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科  
看護学専攻 博士後期課程  
設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
(1)	背景	1
(2)	看護学専攻博士後期課程設置の趣旨及び必要性	2
2	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
3	教育課程の編成の考え方及び特色	6
(1)	教育課程の編成の考え方	6
(2)	教育課程の特色	7
(3)	教育課程編成・実施の方針	9
4	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	11
(1)	教育方法	11
(2)	履修指導	12
(3)	研究指導のスケジュール	14
(4)	研究指導の方法	15
(5)	修了要件	16
(6)	博士論文審査体制	17
(7)	博士論文の審査項目	17
(8)	博士論文の公表方法	18
(9)	研究の倫理審査体制	18
5	基礎となる学部（又は修士課程）との関係	18
6	入学者選抜の概要	19
(1)	アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）	19
(2)	学生の受け入れ	20
7	教員組織の編成の考え方及び特色	21
(1)	教員組織	21
(2)	若手教員の育成計画	22
8	施設・設備等の整備計画	23

(1) 校地、運動場の整備計画	23
(2) 校舎等施設の整備計画	23
(3) 図書等の資料及び図書館の整備状況	24
9 管理運営	26
(1) 教学面における管理運営体制	26
(2) 大学院研究科委員会に関連する下部組織としての委員会	27
10 自己点検・評価	27
(1) 実施の方法と体制	27
(2) 結果の活用・公表	28
(3) 評価項目	28
(4) 認証評価	29
11 情報の公表	30
(1) 大学の教育研究上の目的に関する事	30
(2) 教育研究上の基本組織に関する事	30
(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	31
(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関する事	31
(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	31
(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	31
(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	32
(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	32
(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	32
(10) その他	32
12 教育内容等の改善のための組織的な研修等	33
(1) 自己点検評価・FSD委員会実施体制	34
(2) SDの実施体制	34
(3) FD実施体制	34



森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 博士後期課程  
設置の趣旨等を記載した書類

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 背景

保健医療学は、人間の健康の維持、増進、疾病からの回復などに直接かかわる領域だけでなく、社会保障、制度・政策、医療経済、医療資源、医療哲学なども包含した極めて広範囲にわたる領域を取り扱う学問となっている。また、保健医療学は、医療技術の進歩や人口の超高齢化など、社会のニーズに合わせて時代とともに教育研究の対象領域を拡大あるいは改変していかなければならない学問でもある。

看護は保健医療学の重要な一領域として、保健医療学を構成する多くの学問分野とともに独自の分野を模索・形成し発展してきている。看護の対象は健康・不健康を問わず、健康のあらゆる段階の、あらゆる年代の個人・家族・地域住民であり、看護のアプローチも、個に対する様々なアプローチから、家族や地域住民あるいは国境を越えた人々に対する直接的あるいは間接的なアプローチ等、多様で複雑化している。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025)年にはこれまで経験したことのない超高齢多死社会が到来し、その後も高齢化は進展すると推計されている。そこで国は、令和7年(2025)年までに少子超高齢社会に対応した社会保障制度を構築するために、医療・介護分野においては、高度急性期から在宅医療・介護までの一連したサービスを切れ目なく提供するために、効率的かつ質の高い医療提供体制と、地域包括ケアシステムの構築を図っている。医療は、高度急性期から慢性期までの病床の機能分化や在宅医療を推進し、介護との連携や多職種協働を強化し、いわゆる「病院完結型」から「地域完結型」を目指している。この流れは、疾病・障がいの治癒や回復を目的とする従来の「医療モデル」から、生活の質に焦点をあて、疾病や障がいがあっても、地域の住まいでその人らしく暮らすことを支える「生活モデル」へのシフトを意味する。一方で、科学技術の進歩も目覚ましく、保健・医療・福祉分野においても医療機器・介護ロボット・新薬の開発、遺伝子治療・再生医療、ICT化、ビッグデータ活用などが飛躍的に発展すると考えられている。これらの新たな技術を、医療のみならず、生活の質を高めるという観点から活用することの必要性がいわれている。このような社会や医療の変化に応じて、患者・家族が社会や医療に求める期待や意識もより高度で複雑化し、看護専門職に求めるニーズも多様化している。このような看護専門職に求められる役割に対応できるためには、より学術的かつ多面的な視点から看護学を学修し、より高度な専門的知識と教育・研究的視点をもって看護実践できる能力を身につける必要がある。また、複雑化・多様化する社会や医療の変化に対応するために、看護専門職者として看護の理論的基盤を探究し、科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる能力や、他分野・多職種と協働し、高度な専門業務を担うことができる能力を身につけることが必要である。

## **(2) 看護学専攻博士後期課程設置の趣旨及び必要性**

### **ア. 森ノ宮医療大学の沿革と目的**

森ノ宮医療大学は平成 19 (2007) 年 4 月に、保健医療学部に鍼灸学科及び理学療法学科を有する大学として開学した。その後、学科等の増設により令和 2 (2020) 年度現在、看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、鍼灸学科、臨床工学科、診療放射線学科の 7 学科及び助産学専攻科を有している。大学の目的は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献することである (森ノ宮医療大学学則第 1 条より)。

### **イ. 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科の沿革と目的**

平成 23 (2011) 年 4 月に大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を開設した。大学院の目的は、森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することである (森ノ宮医療大学大学院学則第 1 条より)。現在までに本学大学院で修士 (保健医療学) の学位を取得した者が医療の現場や教育研究施設等で活躍している。

その一方で、今日の医療施設や教育施設において指導的役割を担う人材に求められる知識や技術はますます高度になってきている。医療機器や医療情報の高度化・複雑化は勿論のこと、エビデンスにもとづく思考と実践、臨床及び研究における倫理とその具体的な指針、あるいは患者安全管理における問題分析と具体的方策など、患者を中心とした医療を発展させるためにハード、ソフトいずれにおいても日進月歩で開発と改良がみられる。したがって、そこで働く職員たちは常に新しい技術・情報・ルールを熟知し、対応していかなければならない。また、大学病院や地域の中核病院では、各部門・各職種において得られた成果や知見を分析して学会に発表し、あるいは論文執筆して投稿するなどの研究活動が盛んに実施されており、そこに勤務するスタッフ、少なくとも管理指導を行う立場の者には自立して研究活動ができ、さらにそれを部下に指導できるような高度な専門的知識、研究能力、そして管理指導能力が求められている。そこで平成 30 (2018) 年 4 月に、保健医療学研究科に医療科学専攻博士後期課程を開設した。医療科学専攻博士後期課程は、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的としている。大学病院や地域の中核病院での職務を担う医療スタッフは、日常臨床業務を遂行するだけでなく、そこに潜む問題点を把握し、分析し、検証するといった研究マインドを有している必要がある。少なくとも各部門の管理指導者やその候補についてはそのような能力を持つ人材、すなわち高度な専門的職業人でなければならない。医療における高度な専門的職業人となるには、

現場の日常臨床の中でのトレーニングだけでなく学問として幅広い知識と経験を身に付ける必要があり、それは大学院において適格な授業担当者と研究指導教員の下で受講と研究を行うことによって最も効率よく身に付けられるものと考えている。

#### **ウ. 本学看護学科及び保健医療学研究科看護学専攻の設置と背景**

本学看護学科は平成 23 (2011) 年 4 月に開設した。看護学科の教育目的は、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成である。平成 28 (2016) 年度には、助産学専攻科 (10 名定員) を開設し、さらに平成 29 (2017) 年度からは、看護学科に養護教諭養成課程を設け、養護教諭一種免許を取得できるようになった。このように本学看護学科は、すべての看護職の免許が取得できるようになり、本学の所定の教育課程を修めた学生は、卒業後の看護実践の第一歩を踏み出すことができる基礎力が修得できていると考える。そして、令和 2 (2020) 年 4 月には大学院保健医療学研究科看護学専攻修士課程を開設した。

保健医療学研究科看護学専攻修士課程では、高度な専門的知識と教育・研究的視点を持ち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することに取り組んでいる。教育課程は共通科目、専門科目、特別研究と演習科目から構成され、共通科目は、実践力や研究力、教育力の基盤となる能力、関連する多職種との連携や国外への広い視野を認識できる能力を修得することを目的とし、また専門科目は、科学的思考に基づく看護実践力を育成するため、あらゆる看護実践に共通する理論や技術、全ての年代のあらゆる健康レベルの個人・家族・地域住民に対する多様な看護実践に必要な学術的・専門的視点を修得することを目的としている。また、特別研究と演習科目は、科学的思考力、基礎的研究力、教育力を育成することを目的としている。

今日、疾病構造の変化や急激な少子・超高齢化は看護の機能に変化をもたらしている。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病の原因となる生活習慣を改善するための保健指導に見られるような教育的機能の拡大である。また在院日数の短縮とともに訪問看護の対象が拡がり、現在では在宅で医療を受けるすべての人に訪問看護が提供されるような制度になってきた。さらに地域における看護実践は在宅だけでなく、通所介護事業所、グループホーム等、看護活動の場が多様化し、患者・家族を含んだチーム医療を進めていく役割も増えてきている。このように看護職の役割は社会の要請に応じて変化し、看護職はその時代のニーズに応じることができるようより高度で柔軟な思考や発想が求められ、その期待はますます拡大している。

#### **エ. 社会の変化から見た設置の必要性**

現在、保健医療福祉施設等では、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師資格を有する看護職者が増えている (令和元 (2019) 年 12 月現在 21,048 名、日本看護協会)。また、大学院修士課程において、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師取得を目指す看護職者も増えている (令和元 (2019)

年 12 月現在 2,519 名、日本看護協会)。しかし認定看護師や専門看護師の活躍する場は限られた分野であり、現在の社会の変化や看護職に求められる役割に対応できるためには、より学術的かつ多面的な視点から看護学を学修し、研究的視点を持って看護実践できる能力が必要である。また看護の理論的基盤を探究し、科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる能力や、他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う能力を身につける必要がある。そのため現在、保健医療福祉施設等で働いている看護職の中には、大学院修士課程や大学院博士後期課程への進学を目指す者も増えている。

個々の看護職員が実践の場においてその能力を洗練させていくとともに、看護の発展のため、実践知を理論知として普遍化し、Evidence-Based Nursing (EBN) の根拠としていく能力、及び理論知を実践知に結びつけ、自ら活用するとともにそれを普及していく能力を身につけた、幅広い総合性や深い専門性、高い管理能力等を有する看護職員をより多く輩出することが必要となる。それら看護職人材を育成し輩出するためには、教育を担う教育研究者の育成が肝要であり、大学院教育と大学での学部の教育の双方を担当できる看護教育者が求められている。

本学看護学専攻修士課程では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向し、多職種と連携して、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成している。さらに、今回計画している本学看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成することを目的としており、また看護学教育の向上のために、看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者及び国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することが使命であると考えている。

#### オ. 看護学教育から見た設置の必要性

現在、近畿 2 府 4 県において看護系大学は 50 校、大阪府には 18 校ある (令和 2 (2020) 年度現在)。そのうち大学院 (修士課程) を擁している大学は、関西 2 府 4 県 35 校 (70%)、大阪府には 10 校 (56%) ある【資料 1】。それらの修士課程は、14 分野ある専門看護師などの高度実践看護師養成を目的としているもの、保健師、助産師、養護教諭の養成を目的としているもの、看護教員や看護管理者等の養成を目的としているもの、博士課程に繋がる研究者養成を目的としているものなど、非常に多様である。本学既設の看護学専攻修士課程は、看護学分野を教育・研究の対象として看護学そのものを深く探究し、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向するために、教育・研究的視点をもって指導的役割を果たすことができる看護実践者を育成することを目的としている。

一般社団法人日本看護系大学協議会データベース委員会 (日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協議会との協働) が実施した「平成 30 (2018) 年度 看護系大学の教育等に

関する実態調査」【資料 2】によると、看護系大学院博士後期課程を修了した者の主な進路は次の通りである。博士後期課程修了生 227 名のうち、全体の 59.0%が（134 名）が大学・短大・研究機関等、18.1%（41 名）が学校（教諭として）、次いで 15.0%（34 名）が病院・診療所への就職となっている。教育現場への就職者が約 80%と高い数値であることがわかる。このように看護教育の充実化に伴い、看護教育機関において教員の需要が高まっている。また、大学院（博士課程）を擁している大学は、関西 2 府 4 県 22 校（44%）、大阪府には 6 校（33%）であり、近年増加傾向である。今後も、看護学における大学院教育の拡充をはじめとした看護教育の高度化による教育内容の質的向上が求められており、看護教育者の養成を担う博士後期課程の必要性が高まっている状況である。

## カ. 養成する人材像

本学看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成することを目的とする。また、看護学教育の向上のために、看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者を育成する。国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することを目的とする。

疾病構造の変化や少子・高齢化、社会環境の変化に伴い、個人や家族、地域社会が抱える健康上の問題が多様化してきた。社会や医療の変化に応じて、患者・家族が社会や医療に求める期待や意識もより高度で複雑化し、看護専門職に求めるニーズも多様化している。複雑化・多様化する社会や医療の変化に対応するためには、看護専門職として看護の理論的基盤を探究し、科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる能力や、他分野・多職種と協働し、高度な専門業務を担うことができる能力を身につけることが必要である。

### （ア）教育研究上の目的と学位授与（ディプロマ・ポリシー）

3つの能力(研究力、教育力、高度な専門業務に資する能力)を修得させることを目的とする。3つの能力は以下のとおりとする。

#### ①研究力

高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる。

#### ②教育力

看護学教育の向上のために看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担うことができる。

#### ③高度な専門業務に資する能力

国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成する。

### （イ）修了後の進路

大学等の看護基礎教育機関や看護系研究施設等における教育研究者・指導者・管理職、保

健医療福祉機関等における看護管理者（看護部長、師長）・管理職、行政機関等における教育研究者・指導者・管理職。

#### 【資料 1】看護系大学院一覧

#### 【資料 2】2018年度看護系大学の教育等に関する実態調査

## 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学では令和 2（2020）年に保健医療学研究科看護学専攻修士課程を開設した。この教育研究を基盤として令和 4（2022）年に保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程を設置する。入学定員は 2 名とする。なお、博士後期課程を設置することに伴い、既存の修士課程を博士前期課程に改称する。博士課程の仕組みとしては前期 2 年・後期 3 年の区分制とする。専攻及び学位の名称については、以下の通りとする。

### （1）研究科の名称：森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科

英語名 Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences

### （2）専攻の名称：看護学専攻博士後期課程

英語名 Doctoral Course of Nursing とする。

### （3）学位の名称：博士（看護学）

学位の名称は、博士（看護学）とする。これは、看護学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は高度な専門的業務に資するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養ったことを表しており、上述したディプロマ・ポリシーのレベルに到達したことを保証するものである。英語名は Ph.D. in Nursing とする。

看護学専攻博士前期課程（旧修士課程から改称）については、従前通り、修士（看護学）、英語名称を「Master of Nursing」とする。

## 3 教育課程の編成の考え方及び特色

### （1）教育課程の編成の考え方

本課程においては、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成することを目的としている。

社会や医療の変化に応じて、患者・家族が社会や医療に求める期待や意識もより高度で複雑化し、看護専門職に求めるニーズも多様化している。複雑化・多様化する社会や医療の変化、看護専門職に求められる多様なニーズに対応するためには、看護専門職者として看護の理論的基盤を探究し、科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行うことができる能力や、他分野・多職種と協働し、高度な専門業務を担うことができる能力を身につけることが必要である。そこで本博士課程の教育課程を以下のとおり編成した。教育課程は共通科目、専門科目、専門演習科目、特別研究科目から構成される。

共通科目は、研究力や教育力の基盤となる「看護研究倫理特論」「看護研究方法論」「看護教育学研究特論」を配置し、専門科目の各特論や専門演習、特別研究につながる科目構成とした。また、専門科目は以下のとおり編成した。

専門科目は看護技術、看護理論、公衆衛生看護学、育成看護学、療養支援看護学（老年・在宅）、療養支援看護学（精神）、成人看護支援の7分野で構成される。

看護は健康と疾病における人間のウェルネスの促進を生活という側面から支援する。したがってあらゆる年代のあらゆる健康レベルの個人・家族・地域住民に対する多様な看護が展開される。看護が単なるテクニックではなく高度な実践として学問的にも発展していくために、それら多様な実践の基盤（ベース）として不可欠な看護理論や看護技術を修得する。公衆衛生看護学、育成看護学、療養支援看護学（在宅・老年）、療養支援看護学（精神）、成人看護支援では、医療施設や在宅等で療養生活を送る人々、地域社会で生活する人々に対する健康の維持・向上支援、個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた家族支援等について専門的かつ学際的視野から学修する。

また、特別研究と演習科目は、以下のとおり編成した。

「後期専門演習」では、前半は後期特別研究で用いようとしている研究手法について、特に看護におけるさまざまな質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と議論しながら具体的な技術を模索し体得できるよう指導する。後半は、各学生の研究領域に関連する臨床現場に出向き、参与観察を行いながら医療における具体的な課題を抽出し、それを踏まえた研究を構想する作業に取り組みさせることで後期特別研究につなげる。

「後期特別研究Ⅰ」では、研究テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請について指導し、プロトコール発表を行う。

「後期特別研究Ⅱ」では、「後期特別研究Ⅰ」を踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈について指導し、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表する。

「後期特別研究Ⅲ」では、「後期特別研究Ⅰ」と「後期特別研究Ⅱ」を踏まえてのデータ収集、成果を文章化して学術雑誌への投稿、査読コメントへの対応までの一連のプロセスについて指導する。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文を作成させ、その内容を最終報告会で発表する。

## **（2）教育課程の特色**

### **ア．共通科目**

共通科目は、研究力、教育力の基盤となる能力を修得することを目的とする。

共通科目は必修科目として「看護研究倫理特論」「看護研究方法論」「看護教育学研究特論」の6単位の履修を課する。

「看護研究倫理特論」は、看護専門職として必要な研究倫理について理解を深め、医療の現場における倫理的な問題および倫理的調整に必要な知識について考察し、臨床の現場や

看護研究を行う際に必要な能力の修得を目指し学修する。

「看護研究方法論」は、国内外における看護学領域の様々な研究方法を学ぶことによって自身の行う特別研究の研究方法の質を高め、適切で信頼性の高い研究を実施できるように基礎固めを行う。また、様々な研究方法による論文を批判的に吟味し課題の抽出と検討を行い、看護実践へのエビデンスの活用について論じることができる能力を養う。

「看護教育学研究特論」は、看護教育の中で特に看護学演習、看護学実習（実態の分析、研究レビュー、新たな方法の提案等）を中心課題とし、看護教育学の理論構築を志向した教育方法について検討し、学修する。

## イ. 専門科目

専門科目は、研究力、教育力、高度な専門業務に資する能力を育成することを目的とする。

専門科目は、看護技術、看護理論、公衆衛生看護学、育成看護学、療養支援看護学（老年・在宅）、療養支援看護学（精神）、成人看護支援の7分野で構成され、配置されている選択科目から2単位以上の履修を課する。

「看護技術開発特論」は、実践の学問である看護学にとって「技術」を問うことは最重要課題である。そこで先行研究をクリティークし、その技術を必要としているクライアントに繋げるための方略すなわち、臨床現場や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、クリニック等におけるニーズとの接点を考察することを通して看護技術の学修を進める。

「看護理論後期特論」は、看護実践における看護の本質探究のために看護理論の評価と開発を中心に学修を進めていく。また、理論がどのような観点について論じているのか、主要概念は何かなどを理解したうえで理論の前提・主要概念・命題、理論の特徴とその変遷について吟味し、理論開発について学修を進めていく。

「公衆衛生看護学後期特論」は、地域において保健医療福祉の現場を観察し、地域住民に対する生活の質の向上を目指した保健活動や保健・医療・福祉システムに関する課題を抽出し、抽出した課題の背景、原因、解決策などの分析を行わせることにより、改善策および新しい技術やシステム開発と施策化に向けた検証方法を考察する。

「育成看護学後期特論」は、女性のライフサイクル各期の健康課題を研究の動向から明確にし、健康支援について考察し、女性が健康を維持・増進する機能を最大限に発揮して健康問題に対処できるようにするための理論、概念、方法論、倫理的側面についても探究する。また、補完代替医療に着目し、アロマセラピーの役割について探究し、次世代の健全育成に向け、疾病や障がいの有無にかかわらず、子どもの成長・発達について学修する。

「療養支援看護学後期特論Ⅰ」は、保健医療福祉の動向、地域ケアシステムの構築に関連する諸制度や理論、意思決定の尊重などの倫理的課題について学修し、高齢者を取り巻く社会の現状と課題を理解し、その人の自尊心、QOLを尊重した全人的アプローチ、認知症ケア、家族形態の変化に関連した社会問題とその援助について探究する。さらに現代社会における問題・課題を明らかにし、在宅ケアに求められている看護について必要な方策を探究す



る。

「療養支援看護学後期特論Ⅱ」は、思春期から青年期のメンタルヘルスを対象とし、対象者やその家族の生活過程、社会環境、認識を考察する。さらに医師、作業療法士の立場からも対象理解を深め、より広い視点で全体像を捉え、青年期にある心を病む対象者が社会生活に適応し健康的に生活していくためのエビデンスに基づいた支援システムの構築について学修する。

「成人看護支援後期特論」は、ライフサイクルにおける成人期の発達課題と健康問題の特徴を踏まえた看護実践方法について探究する。とくに急激な健康状態の変化や侵襲的治療によって身体・心理・社会的危機状況にある患者、疾病や障がいがありながら生活している患者に対する看護ケアを、エビデンスに基づく看護（EBN：Evidence Based Nursing）の視点から探究するとともに、現在の社会動向や医療状況における患者のニーズに応じた看護実践のありかたや課題等について考察する。

## ウ. 特別研究と演習科目

特別研究と演習科目は、研究力、教育力、高度な専門業務に資する能力を育成することを目的とする。

特別研究と演習科目は必修科目として、「後期専門演習」「後期特別研究Ⅰ」「後期特別研究Ⅱ」「後期特別研究Ⅲ」の14単位の履修を課する。

「後期専門演習」は、前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と議論しながら具体的な技術を模索し体得する。後半は各学生の研究領域に関連する臨床現場に出向き、参与観察を行いながら医療における具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような研究を構想する作業に取り組む。

「後期特別研究Ⅰ」は、研究テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請について指導し、プロトコール発表を行う。

「後期特別研究Ⅱ」は、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈について指導し、論文を執筆して投稿させるとともに中間報告会で成果を発表する。

「後期特別研究Ⅲ」は、後期特別研究Ⅰと後期特別研究Ⅱを踏まえてのデータ収集、成果を文章化して学術雑誌への投稿、査読コメントへの対応までの一連のプロセスについて指導する。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文を作成させ、その内容を最終報告会で発表する。

## （3）教育課程編成・実施の方針

本学看護学専攻博士後期課程のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりとする。

### ア. 教育内容（カリキュラム・ポリシー）

（ア）1年次前期に必修共通科目（看護研究倫理特論、看護研究方法論、看護教育学研究

特論)で、看護専門職として必要な研究倫理や国内外における看護学領域の様々な研究方法、看護教育学の理論構築を志向した教育方法等に関する専門知識を修得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。

(イ) 1年次後期の特論科目において、専門分野を深く追究して当該分野における質の高い特別研究と博士論文執筆を遂行する能力を身につける。

(ウ) 1年次後期の専門演習科目(後期専門演習)において、特別研究で用いようとしている研究手法について、具体的な技術を模索し体得する。臨床現場における具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような研究を構想する作業に取り組む。

(エ) 3年間を通して実施する後期特別研究(後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)において、看護学に関する研究テーマを決定し、先行研究レビュー、研究計画立案、倫理審査書類作成、研究の実施、データ解析、解釈と考察、論文作成、学術雑誌への投稿、査読への対応、成果発表、そして博士論文提出まで、自立して研究活動を行うために必要なすべての過程を体得させる。

#### イ. カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの対応・関連

カリキュラム・ポリシー及び授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応及び関連を示すカリキュラムマップを【資料3】に示す。そのうち、ディプロマ・ポリシーと直結している、あるいは強い関連を持つ各授業科目について以下に説明を加える。

##### ①研究力

共通科目の「看護研究倫理特論」「看護研究方法論」において、看護専門職として必要な研究倫理や国内外における看護学領域の様々な研究方法について学修する。専門科目では「看護理論後期特論」において看護理論の評価と開発を学修する。または、「看護技術開発特論」「公衆衛生看護学後期特論」において看護技術を必要としている、臨床現場や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、クリニック等におけるニーズとの接点を考察し、看護技術やシステムについて学修する。特別研究と演習科目「後期専門演習」「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」において、学会発表、論文投稿、論文執筆までの一連の研究活動を実践し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもって自立して研究活動を行う能力を身につける。

##### ②教育力

共通科目の「看護教育学研究特論」において、看護学教育の向上のために看護教育の実態の分析、研究レビュー、新たな方法の提案等を中心課題とした看護教育学の理論構築を志向した教育方法について学修する。専門科目では「看護理論後期特論」において看護理論の評価と開発を学修する。または、「看護技術開発特論」において看護技術開発を学修する。または、「公衆衛生看護学後期特論」において、臨床現場や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、クリニック等における看護技術やシステムについて学修し、指導力の基盤となる能力を身につける。特別研究と演習科目「後期専門演習」「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通して、大学等の看護基礎教育機関等において指導的機能を担える能力を養う。

##### ③高度な専門業務に資する能力

専門科目の「看護理論後期特論」において看護理論の評価と開発を学修する。または、「看護技術開発特論」において看護技術開発を学修する。または、「公衆衛生看護学後期特論」「育成看護学後期特論」「療養支援看護学後期特論Ⅰ・Ⅱ」及び「成人看護支援後期特論」及び特別研究と演習科目「後期専門演習」「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通して、医療施設や在宅等で療養生活を送る人々、地域社会で生活する人々に対する健康の維持・向上支援、個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた家族支援等について専門的かつ学際的視野から学修し、他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を行うことのできる能力を養う。

## ウ. 教育方法

(ア) 講義か演習かにかかわらず少人数で対話形式の指導を行い、学生の自発的学習、課題発見、解決模索の態度を重視し促す。

(イ) 専門演習科目では、前半は論文や資料の通読と討論を行い、後半は各学生の研究領域に最も近い臨床施設に出向いて参与観察を行わせ、臨床現場における具体的な課題を抽出して解決・改良の方策を模索させて研究内容に反映させる。

(ウ) 特別研究科目では、専門分野の基本的な知識・技術を身につけるコースワークから徐々に実践的ナリサーチワークに移行させる。移行期は1年次後期とし、学生個別の能力と成長度に合わせて調整する。また、客観的評価とフィードバックができる機会を毎年設ける。1年次はプロトコール発表会、2年次は中間報告会、3年次は公聴会とする。

(エ) 研究者としての倫理観を養い、研究公正の重要性を自覚させるために、研究倫理特論の必修に加え、学内研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを毎年受講させる。

## エ. 学修成果の評価方法

(ア) 各科目のシラバスに定める成績評価法にもとづき評価する。

(イ) 共通科目、専門科目及び後期専門演習においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。

(ウ) 後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいては、博士論文の内容だけでなく、在学中に論文投稿した学術雑誌の査読内容とその対応、学会発表とその質疑応答、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

### 【資料3】看護学専攻博士後期課程カリキュラムマップ

## 4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法

1学年の定員を2名(3学年計6名)とし、少人数制で個別の学術的・キャリア的背景と志向に対応した教育指導を行う。

学生の希望にもとづいて研究テーマを決定するとともに、本人の医療資格、能力、経験、性格、興味、将来性などを十分考慮して指導を行う。このことを可能にするため、学生1人に対して、研究指導教員と副研究指導教員の2名による複数指導体制で履修指導や研究指導にあたる。

研究指導教員は専門領域の研究指導を直接行い、副研究指導教員はその補佐と学術的助言を行うとともに研究指導が適正かつ円滑に行われているかについても評価し指摘する。研究指導教員は、学生が希望する研究テーマに加え、将来の方向性などを勘案しながら、教員の研究業績にもとづく指導可能性を踏まえて専任教員から選任する。研究指導教員と学生の話し合いによって副研究指導教員が選定される。研究指導教員と副研究指導教員は研究科委員会で決定する。

後期特別研究すなわち博士論文作成の順調な進行の確認と修正を行うため、1年次後期にプロトコル公聴会、2年次後期に中間報告公聴会を行う。中間報告は博士論文のための研究が順調に進行しているか否かと、本人の理解度や研究能力が十分に備わっているか否かをプレゼンテーションと質疑応答によって直接確認するものであり、

①抄録、②スライド、③発表の手法、④背景・目的の明確さ、⑤研究計画の妥当性、⑥研究の質・独創性、⑦倫理的配慮・手続き、⑧質問に対する返答、⑨研究の進行具合、⑩本人の理解度、の10項目についてそれぞれ「A」（優れている）・「B」（標準レベルをクリアしている）・「C」（要改善）の3段階評価を行い、すべてB以上であることを後期特別研究Ⅱの単位授与の条件とする。C評価が含まれる学生には、補講による指導を行ったうえで年度内に再試験に相当する再報告を行わせることによりB評価に引き上げられる機会を与える。なお、学術雑誌への投稿は、この中間報告発表における質疑応答と問題点指摘を踏まえて原稿を修正してから行わせることとする。また、2年次と3年次に学内で実施する研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを受講しなければ、2年次の中間報告公聴会、3年次の博士論文提出についてそれぞれ認めないこととする。

## （2）履修指導

履修指導は、学生個別の医療資格、修士レベルまで行ってきた研究内容、及び将来の志望進路などを勘案しながら、学生、研究指導教員、及び副研究指導教員の3者による話し合いを経て基本方針を決定する。学生は専門科目に配置されている選択科目（特論）から2単位以上を履修しなければならない。

### ア. 履修モデル

以下に、想定されるケースを2つ挙げて履修モデルを示す。

#### 履修モデル①：

大学等の看護教育機関や看護系研究施設における教育研究者を目指す【資料4-1】

(ア) 共通科目の必修 3 科目で教育研究者として必要な研究倫理や国内外における看護学領域の様々な研究方法、看護教育学の理論構築を志向した教育方法等に関する専門知識を習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。

(イ) 特論科目は看護理論後期特論 (2 単位) または看護技術開発特論 (2 単位) または公衆衛生看護学後期特論を履修させ、当該分野における質の高い特別研究を行う知識と技術を身につける。

(ウ) 後期専門演習において提携先病院の看護部門の見学を行わせることによって、看護の臨床現場から具体的な課題を抽出させる。

(エ) そこから得られた課題を後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反映させることによって、看護理論の構築や看護ケアのエビデンスの検証等に関するテーマの研究を遂行させる。

### **履修モデル②：**

#### **中核病院における看護管理者（看護部長・師長）を目指す【資料 4-2】**

(ア) 共通科目の必修 3 科目で看護専門職として必要な研究倫理や国内外における看護学領域の様々な研究方法、看護教育学の理論構築を志向した教育方法等に関する専門知識を習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。

(イ) 特論科目は看護技術開発特論 (2 単位) または看護理論後期特論 (2 単位) または公衆衛生看護学後期特論、育成看護学後期特論、療養支援看護学後期特論Ⅰ、療養支援看護学後期特論Ⅱ、成人看護支援後期特論 (2 単位) を履修させ、医療施設や在宅等で療養生活を送る人々、地域社会で生活する人々に対する健康の維持・向上支援、個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた家族支援等について専門的かつ学際的視野から学修し、当該分野における質の高い特別研究を行う知識と技術を身につける。

(ウ) 後期専門演習において提携先病院の看護部門の見学を行わせることによって、看護の臨床現場から具体的な課題を抽出させる。

(エ) そこから得られた課題を後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反映させることによって、看護理論の構築や看護ケアシステムの開発等に関するテーマの研究を遂行させる。

### **イ. 入学時の履修に関するガイダンス**

入学時に入学者全員に対し履修に関するガイダンスを行う。本学看護学専攻博士後期課程の教育理念・目的・目標、教育課程の編成方針、時間割、履修方法、研究の進行計画、博士論文審査等について十分な説明を行う。なお、研究の進行計画については、研究場所の確保、倫理審査会の審査、博士論文の提出時期、博士論文の審査時期と方法、最終試験等に関する詳細な説明を含む。

### **ウ. 個別の履修計画指導**

本学看護学専攻博士後期課程の入学者については、本学修士課程修了者だけではなく、他の医療系大学の教員あるいは医療施設に在職のまま就学する者がいると予想される。その

ため、入学者の希望する履修内容と修了までの在学期間における履修計画については個別に確認し指導する。

#### 【資料4-1】履修モデル①

#### 【資料4-2】履修モデル②

### (3) 研究指導のスケジュール

研究指導の標準的なスケジュールを【資料5】に示す。

「後期特別研究Ⅰ～Ⅲ」は、1年次から3年次まで継続して履修することとし、同一の研究指導教員によって指導する。学生は研究指導教員による指導のもと、研究テーマに関する先行研究を踏まえ、それぞれの分野の質の高い研究テーマを設定し、研究計画を立案したうえで、研究活動を展開する。研究指導教員は、学生が研究から得られた成果を博士論文として完成できるよう指導する。副研究指導教員は看護学研究および保健学研究の一般的なルールに鑑みて学術的助言を行うとともに研究指導が適正かつ円滑に行われているかについて評価し指摘する。3年間の標準的スケジュール概要は、以下の通りである。

#### ①1年次

前期において研究指導教員は、個別指導により学生の研究テーマの設定と研究計画書作成についての指導を行う。各分野の特論の学修を踏まえながら、学生の研究活動に関する動機づけを行うとともに、本博士後期課程に適合した研究テーマの設定に向けて始動する。副研究指導教員は、先行研究レビュー、文献検索、及び研究計画書書式などが通常の看護学研究の手順を踏んだ適正なものであるかチェックし、不十分な側面があれば指摘し改善を求める。

後期において研究指導教員は、学生の後期専門演習における学修を踏まえながら、研究テーマを看護学的に探究するにふさわしい研究の理論と方法論を用いた研究計画書が完成できるよう指摘や修正を加える。また、研究支援センターの研究倫理審査部会または動物実験部会への倫理審査申請に向けて指導する。副研究指導教員は、研究計画書が一般的な研究の手順に沿ったものであるかどうか、倫理的に問題がないかをチェックし、倫理審査申請書類の書式や内容についても問題点があれば指摘して改善を求める。

#### ②2年次

データ収集を開始させ、データ分析・解釈について指導する。研究指導教員は学生のデータ収集、分析等、研究の進捗状況を確認しながら適切に遂行できるよう指導する。後期には主に学会発表、論文作成及び投稿に向けて指導をする。副研究指導教員は、研究が適正かつ円滑に行われているかどうかチェックし問題があれば指摘して改善を求めるとともに、論文作成から投稿までの一連の流れについて遵守すべき投稿規程や国際的ルールに照らして助言を行う。

#### ③3年次

研究指導教員は投稿論文の査読への対応、学会発表、及び博士論文執筆について指導する。副研究指導教員は、学生の研究の進捗状況を確認し、スケジュール通りに論文の投稿・掲載・学会発表ができていないか評価し、問題があれば指摘して改善を促す。また、博士論文執筆と公聴会発表の準備が通常的な手順に沿って行われるよう助言する。

なお、研究指導の標準的スケジュール【資料5】及び上述のとおり、研究成果を学外の査読付き学術雑誌論文に投稿させ査読を経て掲載すること、また、専門領域の学会に演題を応募して発表することにより、学内の教員だけでなく外部の専門家の評価を受けることになる。このことによって博士（看護学）の学位の質が担保され则认为している。

## 【資料5】研究指導の標準的なスケジュール

### （4）研究指導の方法

（1）の教育方法で述べたとおり、研究指導は研究指導教員と副研究指導教員の2名が担当する。

研究指導教員は、専門領域の研究指導を直接行い、研究テーマの設定、先行研究論文の紹介、研究計画の立案、研究技法のトレーニング、倫理審査申請、研究発表会、データの収集と解析、考察、中間報告会発表、学会発表、論文の執筆、査読への対応、公聴会発表、博士論文の提出など、学位取得に至るまでのすべての研究活動に対して責任をもって指導する。研究指導教員は研究進行状況や指導内容の詳細を副研究指導教員に伝え、意見を聞き入れて学生に対する研究指導の質を高めることに努めなければならない。研究指導教員は当該領域で指導可能な研究業績をもつ教員の中から研究科委員会で決定する。

副研究指導教員は、研究指導教員から研究進行状況や指導内容に関する報告を受け、それに対してより良い研究指導及び研究環境を実現するための意見を提示する。また、先行研究論文検索方法、研究計画書の体裁や論理性、倫理審査申請の書式や内容、統計解析、研究発表のスライドやプレゼンテーション技法、論文の体裁や論理展開など、すべての研究テーマに共通するような知識や技法について研究指導教員とともに指導及び助言を行う。さらに、研究指導教員と学生の間で思考や信念の一方的な押し付けやハラスメントが生じないように監視するとともに、頻繁に両者の対話や通信に関与することによって学生が精神的に追い込まれたり孤独を感じたりしないよう常に配慮する。前述のとおり、副研究指導教員は、研究テーマと関連する領域で実績を有する教員から適切と思われる候補者を、学生と研究指導教員の話し合いによって選び、研究科委員会で決定する。

以上のように、研究指導教員と副研究指導教員の連携によって適切な研究指導体制と研究環境を構築して、博士（看護学）の学位を有するにふさわしい研究と学位論文の質を目指すこととする。

## (5) 修了要件

### ア. 単位

博士後期課程に3年以上在学し、共通科目の必修6単位、専門科目の選択科目の特論2単位以上、後期専門演習2単位、後期特別研究Ⅰ～Ⅲ12単位の計22単位以上を修得する。

1単位あたりの時間数は、共通科目、特論、演習については15時間とし、特別研究科目については当該授業時間の教育効果や授業時間以外に必要な学習等を考慮して30時間とする。

### イ. 学位認定の基準

学位認定は、学位認定に関する規程【資料6】及び学位審査に関する細則【資料7】にもとづいて実施する。以下の3要件を満たす必要がある。

(ア) 上記の22単位以上を修得

(イ) 博士論文提出までに、学外の査読付き学術雑誌論文(医中誌WebやPubMedなど主要な医療系文献データベースに掲載されているもの)に1編以上の論文掲載(掲載確定通知も可)及び学会での1回以上の研究成果発表

(ウ) 博士論文の審査及び最終試験に合格

博士論文提出と同時に副論文の提出を認める。副論文は、特別研究科目の履修課程で行った研究活動の知見を博士論文とは別に執筆して投稿し、査読付き論文として医中誌WebやPubMedなど主要な医療系文献データベースに掲載されている学術雑誌に掲載されたものとする。なお、副論文は博士論文の審査の際に博士論文の内容や結論を補足するとともに研究方法論の妥当性を支持・補強する参考として必要であれば提出を認めるものであり、義務ではない。提出される博士論文の書式と体裁を統一するため、学生に学位論文提出の手引き【資料8】を配布し遵守させる。

学位認定はディプロマ・ポリシーに掲げた【研究力】(DP1)、【教育力】(DP2)、【高度な専門業務に資する能力】(DP3)に適合するレベルに達しているかどうかを基準とする。

①「上記の22単位以上を修得」によって、【資料1】カリキュラムマップに示したDP1～3すべてに対応・関連する授業科目が履修されていることになる。②「博士論文提出までに、学外の査読付き学術雑誌論文(医中誌WebやPubMedなど主要な医療系文献データベースに掲載されているもの)に1編以上の論文掲載(掲載確定通知も可)及び学会での1回以上の研究成果発表」によって、博士論文を提出する資格として最低限の論文執筆及び学会発表の能力があること、すなわちDP1の達成度が確認できる。さらに、この過程には筆頭著者としての研究統括力すなわちリーダーシップが求められるのでDP2の達成度も評価できる。③「博士論文の審査及び最終試験に合格」によって、DP1～DP3すべてに適合するレベルに達しているか否かが総合的に評価できる。



**【資料6】森ノ宮医療大学 学位規程**

**【資料7】森ノ宮医療大学大学院 学位審査（博士後期課程）に関する細則**

**【資料8】学位論文提出の手引き**

**（6）博士論文審査体制**

研究科委員会は博士論文ごとに教員4名で構成する学位審査会を設ける。審査委員は、研究科委員会で承認のうえ指名し、主査1名、副査3名で編成する。主査・副査は研究指導教員、副研究指導教員以外の大学院博士後期課程教員とする。ただし、論文審査の専門性、客観性、及び公平性を担保するために必要と認められた時は、学外の専門家を2名まで加えることができる。

論文審査に先立ち、審査委員名、審査日程等を公表する。審査委員は博士論文の審査を行うとともに、厳格性、客観性、及び透明性を担保するために公聴会での公開による口頭発表と質疑による最終試験を実施する。

**（7）博士論文の審査項目**

博士論文の審査については特に以下の点について評価する。

- 1) 研究目的が明確であり、目的に沿った計画が立てられているか
- 2) 看護学における新規性、創造性、重要性、有用性がある研究か
- 3) 研究計画通りに遂行され、適切なデータ分析と解釈を行っているか
- 4) 倫理的観点および利益相反の面から問題のない研究であるか
- 5) 論文は先行研究を踏まえて十分考察し、論理的に執筆されているか
- 6) 結論は妥当であり、看護学の発展に貢献しているか
- 7) 質疑応答に適切に対応し、指摘内容を反映した修正がされているか

博士論文の審査基準は**【資料9】**のとおりである。3を標準とし、1と評定された項目については改善を求める。研究倫理の項目は1または5の適否で評価を行う。

なお、論文の審査にあたっては、公聴会と学位審査委員による学内評価だけでなく、学会発表における質疑応答内容や論文投稿における査読内容についても学外評価・意見として活用し、論文審査の評価材料とする。また、副論文における筆頭著者、あるいは関連研究プロジェクトや研究助成の研究代表者であることなども指導能力や研究能力の達成度として勘案する。

最終試験の後、研究科委員会は学位審査会の結果報告にもとづき審議し、学位授与の可否について議決する。

**【資料9】博士論文審査基準（看護学専攻博士後期課程）**

## **(8) 博士論文の公表方法**

博士（看護学）の学位を授与されたものは、当該学位を授与された日から1年以内に、学位授与の対象となった学位論文を印刷し、公表することとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷し、公表することができるものとする。

学位論文は、本学保健医療学研究科及び本学図書館に保存するとともに、外部からの閲覧を可能とするため、国立国会図書館に納本し、またインターネットでも公表する。

## **(9) 研究の倫理審査体制**

本博士後期課程で行おうとする研究で倫理的な問題を生じる可能性が予測される場合は、研究を開始する前に、研究指導教員が学長に研究計画等に関する研究倫理審査申請をしなければならない。学長は、申請のあった研究計画等について本学研究支援センターの研究倫理審査部会に諮問する。上記各部会は、規程にもとづき研究等の実施可否及びその他専門的事項について審査し、その判定結果を研究支援センターを経て学長に答申する。この答申を受けて学長は申請のあった研究計画等について承認、条件付き承認、変更の勧告、不承認、または非該当とする旨を申請者に通知する。**【資料10】**

研究倫理審査の組織及び運営の詳細に関しては、森ノ宮医療大学業務分掌規程**【資料11】**、森ノ宮医療大学研究倫理審査部会規程**【資料12】**に示している。

### **【資料10】研究倫理審査に関わる組織の役割と審査のフローチャート**

### **【資料11】森ノ宮医療大学業務分掌規程**

### **【資料12】森ノ宮医療大学研究倫理審査部会規程**

## **5 基礎となる学部（又は修士課程）との関係**

本学保健医療学部看護学科は、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的としている（同学則第4条の2 第5項）。教育課程の特色として、多職種連携教育（IPE：Interprofessional education）を積極的に導入し、チームで模索・討議し、協調性をもって解決策を検討するチーム医療実践のための演習等を取り入れている。

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士前期課程（現修士課程）では、看護学分野を教育・研究の対象として看護学そのものを深く探究し、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向するために、教育・研究的視点をもって指導的役割を果たすことができる看護実践者の育成に主眼を置いている。専門科目は、「基盤看護学領域」と「実践看護学領域」の2領域を設定している。このことによって、あらゆる年代のあらゆる健康レベルの人々に対する多様な看護と、それら多様な実践の基盤（ベース）として不可欠な理論や技術を修得することができる。また、さまざまな健康問題を抱え、医療施設や在宅等で療養

生活を送る人々に対する療養生活支援と、個々の対象の健康問題、発達段階、社会環境等をふまえた家族支援、健康の維持・向上支援について修得することができる。

一方、今回設置を計画している保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程は、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成に主眼を置いている。看護学分野を教育・研究の対象として看護学そのものを深く探究し、より高度な専門的知識と **evidence** に基づく看護実践を志向することは看護学専攻博士前期課程（現修士課程）と同じであるが、看護学専攻博士後期課程においては、看護理論の構築や看護ケアのエビデンスの検証、看護ケアシステムの開発につながり、複雑化・多様化する社会や医療の変化、看護専門職に求められる多様なニーズに対応できるような、高度な専門業務を担うことができる能力を身につけることである。本博士後期課程の入学者は、本学大学院看護学専攻博士前期課程（現修士課程）を修了した者及び、他の大学院修士課程を修了した者あるいは保健・医療の現場で従事している看護専門職者や看護系大学・専門学校の教員等を想定している。大学院教育（博士前期課程・博士後期課程）の関係図を【資料13】に示す。

### 【資料13】基礎となる教育（博士前期課程・博士後期課程）の関係図

## 6 入学者選抜の概要

### (1) アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を設定した。

#### 看護学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本学の大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程は、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者及び看護学教育の向上のために、看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者並びに国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することを目的としています。そのような人材となり得る資質を有する学生を選抜するため、本学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程では次のような入学者を受け入れる方針を設定しています。

#### ①基礎的な論文読解能力

看護学分野における日本語と英語の先行研究論文の読解・解釈ができる基礎的な知識と技術を有している。

#### ②基本的な文章構成能力

自分の考えを論理的にまとめて文章表現できる基本的な知識と技術を有している。

### ③看護学研究への熱意

看護学の向上に役立つ研究に専念して、人々の健康に貢献したいという強い熱意と意志をもっている。

### ④高度な指導者・管理者・教育者としての自覚

看護学における指導者・管理者あるいは教育者となって、看護学の研究・教育・臨床の発展や人材の育成に身を捧げる覚悟がある。

入学試験において、上記①を論文読解試験、②を小論文試験、③④を出願時提出書類と面接試験によって評価する。

以上が、本学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシーである。ディプロマ・ポリシー及び、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをまとめて【資料14】に示す。

## 【資料14】大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程の3つのポリシー

### (2) 学生の受け入れ

#### ア. 入学定員

入学定員は次のとおりとする。

専攻名：看護学専攻博士後期課程

入学定員（名）：2

収容定員（名）：6

#### イ. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者。

①修士の学位や専門職学位を有する者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者

②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者で保健師、助産師、看護師等の資格を有する者

③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者

④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者

⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者で保健師、助産師、看護師等の資格を有する者

⑥大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者

⑦本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する、入学の年度当初において24歳に達した者

## ウ. 入学者選抜方法

入学者選抜を行うに当たっては、事前に研究計画・関連する資格の取得状況、実務経験等について、教員との十分な相談、検討を行う機会を設ける。

選抜方法は、論文読解試験、小論文試験、及び面接試験を実施し、試験結果と出願書類を総合的に評価し、選抜する。

- ・論文読解試験：英語及び日本語の論文読解・解釈の知識と技術を評価する。

出題にあたっては英検準1級を目安とした英文問題を作成する。

- ・小論文試験：説得力ある妥当な意見の論理的展開と文章表現を評価する。

・面接試験：看護学研究の具体的構想、人々の健康に対する思い、将来組織のリーダーとなった場合の抱負などに関する質問をしてその返答の内容を評価する。

## 7 教員組織の編制の考え方及び特色

### (1) 教員組織

#### ア. 教員の配置

教員は、大学教員としてふさわしい科学的思考、研究倫理、及び教育経験を身につけた者のうち、①看護学における高度な専門的職業人を育成した経験があること、あるいは②看護学または保健学に関する高度な研究とその指導ができることに配慮し編成した。

共通科目の授業を担当する教員として、看護研究倫理特論は2名の専任教員をオムニバス形式で配置している。看護研究方法論は3名の専任教員をオムニバス形式で配置している。看護教育学研究特論は専任教員を1名配置している。

専門科目を担当する教員として、12名の専任教員を配置している。これらの教員の教育研究バックグラウンドは、学士課程の看護学と臨床内科学と作業療法学及び助産学専攻科である。専門科目の教授の配置は、「看護技術開発特論」1名、「看護倫理後期特論」1名、「公衆衛生看護学後期特論」1名、「育成看護学後期特論」3名、「療養支援看護学後期特論Ⅱ」2名、「成人看護支援後期特論」1名である。准教授の配置は、「公衆衛生看護学後期特論」1名、「療養支援看護学後期特論Ⅰ」1名、「療養支援看護学後期特論Ⅱ」2名である。

特別研究と演習科目の授業を担当する教員として、14名の専任教員を配置している。専門演習は、各領域の教育・研究経験が豊富な専任教員が担当する。また、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲは、自身の専門領域において十分な教育研究実績のある専任教員が各研究指導教員となり、指導を行う。

#### イ. 教員の年齢

専任教員の合計は14名であり、博士学位保有者12名、修士学位保有者2名である。年

年齢別の内訳は、就任時に 70 歳代 1 名、60 歳代 3 名、50 歳代 8 名、40 歳代 2 名である。50 歳代を中心とした活発な教育研究活動が期待できる。

開設時、専任教員の年齢構成は、70 歳代に教授が 1 名、60 歳代に教授 3 名、50 歳代に教授 6 名、准教授 4 名となっている。これらの専任教員について、本学の定年年齢が満 60 歳であり、森ノ宮医療大学 教員等定年規程【資料 1 5】で「大学の学部学科等の設置に係り、就任することが予定されている者は、それぞれの学部学科等の開設後、学年進行が終了する年度末まで在職を認める」と定めており、定年年齢に達した教員については、完成年度まで在職させる。また、学年進行終了時以降においては、本学の再雇用規程【資料 1 6】、教育職員等の任期制に関する規程【資料 1 7】に基づき、看護学の分野に応じて在籍を継続する。

さらに、学年進行終了時以降は、教育研究水準に支障をきたさず世代交代が円滑に行われるよう、退職する教員の専門性、年齢、職位等を考慮し、適宜後任を補充する。この後任の採用は以下に示す方針で行う。

- ・本学の教育研究の維持・向上をはかるため、採用方法を内部昇格のみに限定せず、公募により外部からも広く候補者を求め、その中から適任者を確保する。
- ・採用はバランスのとれた年齢構成となるよう年齢も考慮する。
- ・原則として、定年まで 4 年以上の期間がある者を採用する。
- ・年齢構成は、別表【資料 1 8】の職位ごとに定めた年齢構成を目途に配慮して採用する。

教員の医療資格は医師（2 名）、保健師（3 名）、助産師（3 名）、看護師（11 名）、作業療法士（1 名）、柔道整復師（1 名）である。このうち、複数の医療資格を有する教員は 7 名である。保健師及び看護師免許を有する教員 3 名、助産師及び看護師免許を有する教員 3 名、看護師及び柔道整復師免許を有する教員 1 名である。

### 【資料 3】看護学専攻博士後期課程カリキュラムマップ

### 【資料 1 5】森ノ宮医療大学 教員等定年規程

### 【資料 1 6】学校法人森ノ宮医療学園 再雇用規程

### 【資料 1 7】森ノ宮医療大学 教育教員等の任期制に関する規程

### 【資料 1 8】将来の教員配置計画

## （2）若手教員の育成計画

本学では、教員の自己研鑽を促し研究・研修を推進する目的で、研究内容や研究環境を考慮した上で、専任教員が週 1 日程度を学外等での研究・研修活動に充てることを認めている。若手教員に対しては、本学自己点検評価・FSD 委員会および本学大学院自己点検評価・FSD 委員会において組織的な教育活動改善への取り組みを担当しており、経験の浅い若手教員に対して教育方法の改善・指導する体制を整えている。

大学院においては、「大学院学術セミナー」を月に1回（原則として第4木曜日）開催し、各教員が現在取り組んでいる自身の研究成果や進捗状況などを本学教職員や学生、外部の参加希望者に対して講演し、教職員からの質疑応答に対応している。

大学院教育を担当していない若手教員に対しては、学位取得、研究業績、大学院の教育研究指導業績を積むといった教育研究者としてのキャリア形成を積極的に支援する体制を構築する。具体的には、准教授、講師、助教等を対象とした大学院（博士後期課程）への進学をサポートを継続する。また、専門職業人の養成に必要なFD研修や各種セミナー等を通しての教員育成を行う等である。「研究支援センター」において、若手教員の研究に対する助言や支援に加え、研究における倫理教育および研究費配分を実施しており、若手教員のプロジェクトについても積極的に採用していく。令和2（2020）年に開設されたインクルーシブ医科学研究所では学科横断的な若手教員の研究力育成に取り組んでいる。これらの取り組みを続けることで、若手教員が博士後期課程の研究指導教員を担えるよう研究業績の追加・蓄積を目指す。

## 8 施設、設備の整備計画

### （1）校地、運動場の整備計画

校地は平成18（2006）年に大阪市住之江区南港北1丁目26番16号（地番：1丁目39番1号）に7,683.81㎡の土地（容積率800%）を大阪市から購入し、平成20（2008）年に隣接する同南港北1丁目39番2号に8,311.43㎡を追加購入、さらに平成28（2016）年に隣接する同南港北1丁目40番1号～3号、8号～9号に16,941.41㎡を追加購入したことにより、合計32,936.65㎡を保有している。大阪メトロ中央線のコスモスクエア駅から徒歩約1分の場所にあり、学生の通学や教職員の通勤に高い利便性と、市民に開かれた大学としての役割を担うことができる立地条件である。

近隣には、高層マンションやオフィスビルが林立し、徒歩5分圏内には出入国在留管理局や大阪府咲洲庁舎等があり、行政との連携を積極的に行っている。一方、海辺等の自然が間近にあり、学生と市民が触れ合うことができる憩いの場を介し、豊かな人間性を醸成し、学生に活力をもたらし、専門職医療人の育成の環境としてふさわしい立地であると考えられる。

### （2）校舎等施設の整備計画

現有校舎は「東棟」（延床面積7,193.15㎡）、「学生食堂棟」（同603.63㎡）と「西棟」（同4,523.74㎡）、「南棟」（同10,940.87㎡）などがあり、および新校舎「桜棟」（5,480.17㎡）が令和2（2020）年1月に竣工している。

#### ア. 講義室・演習室

講義室及び演習室は既存の学部等の講義室、演習室を共用する。特に看護学専攻博士後期課程が使用するものとして、西棟5階の小講義室1室を整備する。

#### イ. 実験室・実習室及び教育・研究機材、器具等

実験室及び実習室については基本的に既存の看護学専攻博士前期課程（現修士課程）及び学部等と共用することとし、教育・研究機材、器具などの備品についても同様に共用することとする。また、専任教員の研究室も同様に共用することとする。看護学専攻博士前期課程（現修士課程）及び学部との共用でも支障なく使用できるよう、配慮して時間割を組む。

【資料 19】で看護学専攻博士後期課程の時間割を示す。

#### ウ. 学生の研究室

学生の研究室については西棟5階に整備する。また、看護学専攻博士後期課程の学生用の机、椅子、ロッカー、パソコン（貸与）を人数分用意し、研究体制の充実を図る。

【資料 20】で学生の研究室の見取図を示す。

#### 【資料 19】看護学専攻博士後期課程時間割

#### 【資料 20】看護学専攻博士後期課程 学生の研究室の見取り図

### （3）図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ア. 図書館の整備状況

本学図書館（メディカル・アイ）は、南棟の2階部分に位置し、面積は881.58m<sup>2</sup>。図書収容能力は約8万冊、閲覧座席数は273席である。開館時間は平日8時から20時30分まで、土曜日と日曜日は11時から17時までとし、平日の利用が困難な実習中の学生の利用も可能にしているほか、試験期間には閉館時間を21時まで延長する等、学生の学習支援に力を注いでおり、各学科、専攻科、研究科を対象としたガイダンスも実施している。

図書館内は全面的に私語を禁止して静寂な環境を維持しているが、入口カウンター前に設けたブラウジングスペースにはソファと低層の書架を配置して利用者がくつろげる空間とし、利用者の多様なニーズに合わせた環境づくりに努めている。

書架が並ぶ閲覧スペースとは別にパソコン専用のスペースを設け、常設型パソコン52台、プリンター4台を設置、他に貸出用のノートパソコン18台も用意しており、電子書籍の閲覧や文献情報の検索とダウンロード、課題レポートの作成等に利用できる。Wi-Fi環境が完備した館内では持ち込みのノートパソコンからの出力も可能となっており、多様なニーズに沿った利用者サービスを提供している。また、常設型パソコンスペースの横にはグループ学習室を3室設置し、ノートパソコンを持ち込んでのプレゼンテーションの練習や、視聴覚資料を用いたグループ学習等に利用できる。

また、図書館入口には磁気ゲートシステム（BDS）を設置し、資料を管理している。

#### イ. 図書資料整備計画

看護学専攻博士後期課程開設予定の令和4（2022）年度には図書の蔵書数が3万冊を超え、所蔵の基礎医学、臨床医学、リハビリテーション学、看護学、公衆衛生学等の専門図書



の整備は充実している。今後は、既刊図書の改訂に合わせた購入や複本の購入、新たに出版される専門図書の購入等により更なる充実を図るとともに、看護学専攻博士後期課程の高度な教育研究を支援するための収集を目指す。

図書館の資料購入費として、毎年1,400万円の予算が予定されており、各学科及び専攻からの購入希望による選書を年に2回（6～7月、10月～11月）実施しているほか、学生や教職員のリクエストカードによる購入希望も随時受け付けている。いずれも選書後に附属図書館運営委員会（年間3～4回開催）で購入を検討し、決定している。

学術雑誌の整備計画については、本学図書館で所蔵する440誌（和雑誌378誌、洋雑誌62誌）のうち、看護学関連の雑誌213誌（和雑誌135誌、洋雑誌23誌、紀要55誌）を引き続き整備していく。（【資料21】森ノ宮医療大学附属図書館 看護学関連雑誌所蔵リスト）

電子ジャーナルについては、洋雑誌18タイトルを契約しているほか、医学文献データベースとしては国内最大の「医中誌Web版」（7,000誌収蔵）、「メディカルオンライン」（1,354誌）「メディカルファインダー」（56誌）、国内の看護系学会誌及び紀要の検索が可能な「最新看護索引Web」（913誌）、保健医療の研究者、医療関連専門家や看護科学生を対象としたフルテキストデータベース「ProQuest Nursing & Allied Health Source」（1,686誌、「MEDLINE」「Coronavirus Research Database」「Publicly Available Content Database」含む）等の利用が可能であり、博士後期課程の教育研究分野である看護学領域の幅広い分野における文献情報の検索、閲覧、取得等を可能にしている。（【資料22】森ノ宮医療大学附属図書館 看護学関連データベース・電子ジャーナル 所蔵リスト）

## ウ. 他情報機関との協力

国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に加入、全国の情報機関と連携して文献複写及び相互貸借機能の充実を図るとともに、国立国会図書館の文献複写サービスも利用して利用者の希望に迅速に対応できるよう努めている。

また、私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会に所属し、地区内での相互協力を努めている。

## エ. 学術情報センターとしての機能

館内の蔵書管理には、オンライン蔵書目録検索システム（OPAC）を導入、OPAC検索専用のパソコンを上記とは別に2台設置し、迅速な検索環境を提供している。

また、リンクリゾルバとして「360Link」を導入し、国外主要医学文献データベース「PubMed」を始めとして、「2）図書資料整備計画」に記載した各種文献データベース等とOPACをリンクさせ、必要文献のフルテキストのスムーズな入手を可能にしている。入手困難な文献については、「3）他情報機関との協力」に記載した文献複写依頼や相互貸借機能の利用により、迅速な文献情報の提供が可能となっている。

利用者には毎年、全学科・専攻を対象として教育研究内容に合った図書館ガイダンスを実施し、適切かつスムーズな学術情報の利用につなげている。

具体的には、図書館内の常設型パソコンのスペースで実施する検索実習（OPAC、データベース）、データベース利用案内（医中誌、ProQuest を重点的に）、申込制の平日限定プチツアー（図書館の利用案内、検索実習、電子書籍の使い方、データベースの使い方等のミニガイド）等実施しているほか、学科からの要望によるガイド（図書館の利用案内、電子書籍の利用のし方とリモートアカウント作成、レポートの書き方、著作権について等）も実施している。

## オ. 感染症予防対策として

令和 2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染予防対策として、三密を回避した図書館ガイドのメニューを作成し実施するとともに、常設型パソコンのスペースの座席を密にならないように配置し 52 台から 25 台に利用制限、貸出用ノートパソコンをオンライン授業視聴に対応するため 10 台から 18 台に増台する等の対応を行った。今後しばらくはこの対応を実施していく。

【資料 2 1】森ノ宮医療大学附属図書館 所蔵雑誌リスト

【資料 2 2】森ノ宮医療大学附属図書館 看護学関連データベース・電子ジャーナル 所蔵リスト

## 9 管理運営

### （1）教学面における管理運営体制

本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築する。

#### 大学院研究科委員会

森ノ宮医療大学大学院学則【資料 2 3】及び研究科委員会規程【資料 2 4】に基づき、以下の教学面における重要事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 教育課程に関すること
- ② 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- ③ 学生の賞罰に関すること
- ④ 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- ⑤ 研究科授業担当教員の選考に関すること
- ⑥ 修士・博士の学位の授与に関すること
- ⑦ 研究科長の諮問したこと
- ⑧ その他、研究科の運営に関し重要な事項

また、これらの事項のほか、理事会ならびに学長の諮問した事項を審議する。研究科委員会の編成は学長、研究科長、研究科担当教員をもって組織する。研究科委員会の開催については、月 1 回（毎月第 3 木曜日）を定例研究科委員会とするほか、必要に応じて臨時研究科委員会を開催することができることとし、研究科委員会の機動的な体制を確保している。

## 管理運営会議

上記研究科委員会で審議する事項及び教学に係る重要事項をあらかじめ検討、調整するために、管理運営会議を置く。この構成メンバーは、理事長、学長、図書館長、研究科長、学部長、専攻科長、学科長、事務局長、大学事務局内の管理職等で構成し、会議については月1回(毎月第2木曜日)を定例の管理運営会議とする。

【資料23】森ノ宮医療大学大学院 学則

【資料24】森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程

### (2) 大学院研究科委員会に関連する下部組織としての委員会

研究科委員会の運営を適切かつ有効的に行うために、専門的事項を審議、起案、また実行することを目的として、諮問機関として下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定める。

## 大学院教務委員会

保健医療学研究科と教務室が連携し、教育課程の編成、運営及び学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関することを検討し、大学院研究科委員会に上申することのほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することを審議検討するため設けている。

## 大学院自己点検評価・FSD委員会

※FSDとはFDとSDを総称する本学独自の造語。以下FSDとする。

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取り組みについて検討、提案、具体的運営を図るため設けている。

## 10 自己点検・評価

### (1) 実施の方法と体制

本学の大学院では、自己点検・評価に関して、必要な事項を定めた森ノ宮医療大学大学院自己点検評価・FSD委員会規程【資料25】に則り、大学院自己点検評価・FSD委員会を設置して、自己点検・評価に関わる活動を展開している。

大学院自己点検評価・FSD委員会は、学長、研究科長、事務局長等で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD及びSDへの取り組みを推進する。

教育活動評価の重要な指標として、「授業評価アンケート」を年2回実施しているほか、年に2回、教員同士が相互に評価を行う「公開授業週間」を全学的に実施している。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっており、本学では令和2(2020)年度「自己点検報告書」を公表している。また、ホームページの情報の公表ページの中でも各種

の教育関連データの公表を行っている。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっているが、本学では平成23(2011)～令和2(2020)年度にかけて毎年実施しており、それぞれの報告書を翌年6月に公表している。令和2(2020)年度分については、令和2(2020)年度大学機関別認証評価「自己点検報告書」として令和2(2020)年7月に公開した。

## 【資料25】森ノ宮医療大学大学院自己点検評価・FSD委員会規程

### (2) 結果の活用・公表

#### ①結果の活用

評価の結果に基づき、成果が到達目標に至った項目については、さらに向上を目指すための検討材料として利用する。また、成果が到達目標に至らず、今後も継続して改善が必要な項目については、「自己点検評価・FSD委員会」と対象部署が協力して原因を追求するとともに、改善の方向性を検討し、随時具体化を図る。また、評価の結果については「中期経営計画」にも反映させている。

#### ②評価報告書の作成と公表

各評価項目の評価結果とそれらを集約、分析した結果、見出された課題等の詳細を「自己点検報告書」にまとめている。自己点検・評価の結果等の関連情報の発信手段としては、大学のホームページや各種制作物を活用して、学内外へ公表している。

#### ③評価

各評価項目について、4段階で評価する。さらに、「自己点検評価・FSD委員会」では、評価の指標によって表現しきれない側面、要因、状況等を考慮に入れて結果を総合的に検討、点検し、必要な調整、修正により補正を行い、自己点検・評価を確定する。

自己点検・評価・改善のそれぞれの活動の中でも、大学を改革し発展させるために最も重要なことは、全学を挙げて達成に取り組む姿勢と不断の努力の積み重ねであると考えられる。本学では1年サイクルで「事業報告書」と「事業計画書(年報)」を作成し自己点検・評価を実施している。

### (3) 評価項目

本学の大学院および全学科の教育、研究活動に携わる全部門の活動を対象とし、認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を基本に、以下の項目について自己点検・評価を行っている。

#### ①使命・目的等

- ・使命・目的及び教育目的の設定
- ・使命・目的及び教育目的の反映

## ②学生

- ・学生の受入れ
- ・学修支援
- ・キャリア支援
- ・学生サービス
- ・学修環境の整備
- ・学生の意見・要望への対応

## ③教育課程

- ・単位認定、卒業認定、修了認定
- ・教育課程及び教授方法
- ・学修成果の点検・評価

## ④教員・職員

- ・教学マネジメントの機能性
- ・教員の配置・職能開発等
- ・職員の研修
- ・研究支援

## ⑤経営・管理と財務

- ・経営の規律と誠実性
- ・理事会の機能
- ・管理運営の円滑化と相互チェック
- ・財務基盤と収支
- ・会計

## ⑥内部質保証

- ・内部質保証の組織体制
- ・内部質保証のための自己点検・評価
- ・内部質保証の機能性

本看護学専攻博士後期も同条の項目に基づき、研究科委員会の中で自己点検・評価を行う。

## (4) 認証評価

学校教育法第 109 条において、大学・大学院は政令で定める期間（7 年以内）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることとされている。

森ノ宮医療大学及び大学院では、令和 2（2020）年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」による認証評価を受審し、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているという大学機関別認証評価を受けた。認定の期間は、令和 10（2028）年までとなっている。

今後も自己点検・評価・改善計画に則り、教育に関わる様々な情報を集約し、教育の質の

保証に向けたシステムを構築するとともに、「中期計画」とリンクしながら PDCA サイクルを取り入れた取り組みを実施していく。

## 1.1 情報の公表

学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、法人の基本情報、法人の経営及び財政に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、事業報告に関する情報、設置認可(届出)申請に関する情報等を本学ホームページによって広く公開している。

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成 23 (2011) 年 4 月 1 日より施行された教育情報の公表については、ホームページのトップページに「情報の公表」メニューを設定して、必要十分な情報にすばやく到達できるよう設定し、年度ごとの事業報告(年報)等の最新情報を提供している。

財務情報の公開についても、ホームページ上で計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表)監査報告書を公開し、閲覧や印刷ができるようにしている。また、財務情報については、別資料を作成し、解説、グラフ等を多用して、分かりやすさに配慮して公表・公開している。

本学では、教育研究活動を含め、大学運営に関わるあらゆる状況について、事業報告書をホームページに掲載することにより広く周知を図っている。情報の提供は、以下の方法により教育研究活動、入学試験情報、社会活動等に関わる内容を広く提供している。この際、個人情報保護への配慮を怠らないようにしている。なお、情報の提供については、学部等と協働で実施している。

以下の本学のホームページアドレスは細分化されているため、主なアドレスのみ記載している。

### (1) 大学の教育研究上の目的に関すること

森ノ宮医療学園の概要や大学の目的、学部の目的、学科の目的(鍼灸学科、理学療法学科、看護学科、臨床検査学科、作業療法学科、臨床工学科、診療放射線学科)、大学院(保健医療学専攻修士課程、看護学専攻修士課程、医療科学専攻博士後期課程)、助産学専攻科の教育研究上の目的を公表している。

HOME>大学紹介>建学の精神・教育理念

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/mind.html>

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/1\\_1\\_2020%283%29.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/1_1_2020%283%29.pdf)

### (2) 教育研究上の基本組織に関すること

学校法人森ノ宮医療学園の構成等について公表している。

HOME>情報の公表

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/organizational.html>

### **(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること**

専任教員数・教員が有する学位及び業績・教員1人当たりの学生数・年齢別教員数・職階別教員数・専任教員数と非常勤教員数の比率等について公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2\\_1\\_2\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2_1_2_2020.pdf) 他

### **(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること**

アドミッション・ポリシー、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、就職者（進学者）数、入学者推移、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数等について公表している。

HOME>情報の公表

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/admissionpolicy.html> 他

### **(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること**

各学科の授業科目・単位数・講義概要の検索と一覧表・シラバス照会システム等を公表している。

HOME>森ノ宮医療大学シラバス照会システム

<https://portal.morinomiya-u.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>

### **(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること**

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（学則からの抜粋）や教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学位授与数と授与率、退学・除籍者数、中退率、留年者数等を公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2\\_4\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2_4_2020.pdf)

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2\\_6\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2_6_2020.pdf)

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5\\_1\\_6\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5_1_6_2020.pdf)

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5\\_1\\_9\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5_1_9_2020.pdf)

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5\\_1\\_10\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5_1_10_2020.pdf)

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5\\_1\\_11\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5_1_11_2020.pdf)

## **(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること**

校地・校舎の概要、キャンパスマップ、施設紹介、図書館の概要や学生生活（クラブサークル紹介、学修サポート、学生生活サポート、就職・キャリアサポート、年間スケジュール、学生食堂、下宿・マンション紹介、交通アクセス）について公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/1\\_3\\_1\\_2020%284%29.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/1_3_1_2020%284%29.pdf)

HOME>サポートプログラム・施設紹介

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/campus/map.html> 他

HOME>大学紹介>アクセス・ロケーション

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/access.html>

## **(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること**

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用(年間)を公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/1\\_4\\_2020%283%29.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/1_4_2020%283%29.pdf)

## **(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること**

学生の修学に関する支援体制、学生の進路選択に関する支援体制、心身の健康等に関する支援体制について公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2\\_5\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2_5_2020.pdf)

## **(10) その他**

### **①教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報**

本学の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及びアセスメント・ポリシーについて公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2\\_6\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2_6_2020.pdf)

HOME>大学紹介>〔教育方針〕ディプロマ・ポリシー

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/diplomapolicy.html>

HOME>大学紹介>〔教育方針〕カリキュラム・ポリシー

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/curriculumpolicy.html>

HOME>大学紹介>〔教育方針〕アドミッション・ポリシー

<https://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/admissionpolicy.html>

### **②学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点**



## 検・評価報告書、認証評価の結果等

学則、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等を公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5\\_2\\_1\\_2020.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/5_2_1_2020.pdf) 他

## ③財務に関する情報

財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書、財務の状況を平易に説明する資料、事業報告書（年報）、事業計画書等を公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2019\\_zaisanmokuroku.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2019_zaisanmokuroku.pdf) 他

## ④大学院学位論文に係る評価に当たっての基準

大学院の学位論文に係る評価の基準を公表している。

HOME>情報の公表

[https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2\\_8.pdf](https://www.morinomiya-u.ac.jp/images/ckupload/files/2_8.pdf)

以上のように、教育情報と財務情報は、「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp/>により、学内外すべてに公開されている。

## 1.2 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、教育、研究、臨床を通じて広く社会的、国際的貢献を果たすため、それらに携わる教員の資質の維持向上を目的に自己点検評価・FSD 委員会を設置し、方策を立て実施、改善を図る。

### (1) 自己点検評価・FSD 委員会実施体制

自己点検評価・FSD 委員会は、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局管理職、専任教員と専任職員等で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD並びにSDへの取り組みを推進する。特に大学院では、大学院自己点検評価・FSD 委員会にて年度計画が検討され、研究科委員会の承認を得て、大学院学術セミナー等、教職員全員を対象に毎月開催している。

### (2) SD の実施体制

毎年2回以上、SDに関する研修会等を開催している。令和2(2020)年度においては教職員を対象としたものとして、「研究費コンプライアンス研修」を実施したほか、外部講師による「論理的なコミュニケーション」研修を開催した。なお、令和2(2020)年度のSD

研修は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、動画コンテンツ配信にて実施した。また、新卒採用者を対象とした新卒研修の実施や、他大学と連携し、ロジカルシンキング、タイムマネジメントなどに関する合同研修を実施するなど、大学職員に必要な知識、技能の取得、資質向上を図っている。これらの企画は本学人事制度などに基づき、自己点検評価・FSD委員会において年度計画が検討され、毎年開催されている。

### **(3) FDの実施体制**

#### **①教員の資質を判断する客観的・合理的な評価の策定**

以下の5項目の視点から各教員を客観的・合理的に評価し、人事配置、その他本学のシステムを検証、改革するための指針とし、さらに学生による授業評価ならびに教職員による公開授業見学会の結果分析を踏まえ、教育環境の改善を図り教員の資質向上に資する。なお、教員の資質を判断する際の客観的・合理的基準や評価項目については、本学の管理運営体制、社会的要請などを考慮し策定を進めるものとする。

#### **ア. 学生による授業評価**

学生による授業評価を前期と後期に1回ずつ実施し、全教員が最低でも年に1回は評価されるよう対象となる科目を設定している。各科目の評価結果は自己点検評価・FSD委員会を通じて各教員に還元するとともに、結果の総括を学内に公表し、それ自体を本学の自己評価の対象とすることにより、教育活動の向上・改善に活用する。状況に応じ、学長、学部長、学科長より直接指導を行うことがある。

#### **イ. 教職員による公開授業見学会**

教職員による公開授業見学会を、前期と後期に1回ずつ実施し、全教員が最低でも年に1回は評価されるよう対象となる科目を設定している。

公開授業見学会に参加した教職員は見学した授業のアンケートを記入し、そのアンケート集計結果については自己点検評価・FSD委員会を通じて各教員に還元するとともに、結果の総括を学内に公表し、それ自体を本学の自己評価の対象とすることにより、教育活動の向上・改善に活用する。状況に応じ、学長、学部長、学科長より直接指導を行うことがある。

#### **ウ. 研究活動の評価**

各年度に、研究進捗状況、競争的研究資金の獲得状況、研究業績（専門誌掲載、著作、学会発表、シンポジウム発表）、研究を通じた社会貢献など、各教員の研究活動評価を行う。これら研究活動状況は、各年度に各教員により策定される「教員目標管理シート」にて共有・評価され、各教員へフィードバックすることで、研究能力の向上、研究活動の推進を促し、同時に教育内容の充実にもつなげる。また、この評価を本学の自己評価の対象とすることにより、大学全体の研究・教育体制の強化を図る。

#### **エ. 大学運営への貢献度に対する評価**

担任やチューター業務、各種委員会活動等、大学運営にかかわる様々な業務の取り組み内容に対し評価を行う。取り組み状況は、各年度に各教員により策定される「教員目標管理シ

ート」にて共有・評価され、各教員へフィードバックすることで、大学運営への積極的な貢献を促し、より優れた教育現場の確立につなげる。また、この評価を人事配置に活用、あるいは本学の自己評価の対象とすることにより、組織全体の教育体制の強化を図る。

#### **オ. その他の活動報告**

各種社会活動やボランティア活動など、教員が参加しているさまざまな活動についても、その活動状況は、各年度に各教員から策定される「教員目標管理シート」にて共有・評価され、教員の資質向上の契機とする。各教員の活動を学生教育に生かす施策を講じ、研究内容の充実を図る。

#### **②教員の研修・研鑽機会の創出**

教育活動改善への取り組みを積極的に進める。学生による授業評価および公開授業見学会（前述）に加え、大学としての組織的な教育方法、教育内容の改善に取り組み、教員の研修、研鑽機会の創出を通じて、大学に対する社会の要請に応えるとともに、教員の資質向上を目指す。具体的には以下の方策をとる。

##### **ア. 教育活動改善への取り組み**

自己点検評価・FSD委員会において組織的な教育活動改善への取り組みを担当しており、教育活動の改善・指導する体制を整えている。

##### **イ. 教育活動改善に関する研修、研究機会の確保**

大学院においては、「大学院学術セミナー」を月に1回（原則として第4木曜日）開催し、各教員が現在取り組んでいる自身の研究成果や進捗状況などを本学教職員や学生、外部の参加希望者に対して講演し、教職員からの質疑応答に対応している。また、「研究支援センター」では、若手教員の研究に対する助言や支援に加え、研究における倫理教育を実施している。同センターでは研究費配分も行っており、若手教員のプロジェクトについても積極的に採用していく。令和2（2020）年に開設されたインクルーシブ医科学研究所では学科横断的な若手教員の研究力育成に取り組んでいる。また、教員に学外での教育活動改善に関する研修・研鑽機会の情報提供を行うとともにその活用を奨励する。

以上

# 学生確保の見通し等を記載した書類

## 目次

### 1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

- (1) 学生確保の見通し p. 2
  - ア. 入学定員（2名）の理由と定員充足の見込み（概要）
  - イ. 近隣の他大学大学院看護分野博士後期課程の入学状況
  - ウ. 定員充足の根拠となる調査結果の概要
  - エ. 学生納付金の設定の考え方
    - (ア) 入学金等および授業料について
    - (イ) 検定料
- (2) 学生確保に向けた具体的な取組状況 p. 4
  - ア. 医療系職への広報
  - イ. 現役学生への広報
  - ウ. 不特定対象者への広報

### 2 人材需要の動向等社会の要請

- (1) 人材の養成に関する目的、教育研究上の目的（概要） p. 5
- (2) (1) が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものである p. 5
  - ことの客観的な根拠
  - ア. 業界団体からの要望
  - イ. 看護活動の拡大・多様化
  - ウ. 看護系大学院修了生の就職・進学状況
  - エ. 第三者機関によるアンケート調査の結果

## 1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

森ノ宮医療大学は、保健医療学部と大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程、保健医療学研究科看護学専攻博士前期課程（現修士課程）、医療科学専攻博士後期課程（以下、本学保健医療学専攻、本学看護学専攻博士前期課程（現修士課程）、本学医療科学専攻と言う。）、1年課程の助産学専攻科から構成されている。今回設置を計画している本学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程（以下、本学看護学専攻博士後期課程と言う。）は、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成することを目的としており、また看護学教育の向上のために、看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者及び国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することが使命であると考えている。

### （1）学生確保の見通し

#### 【看護学領域の現状と社会的背景】

団塊の世代が75歳以上となる2025年にはこれまで経験したことのない超高齢多死社会が到来し、その後も高齢化は進展すると推計されている【資料1】。そこで国は、2025年までに少子超高齢社会に対応した社会保障制度を構築するために、医療・介護分野においては、高度急性期から在宅医療・介護までの一連したサービスを切れ目なく提供するために、効率的かつ質の高い医療提供体制と、地域包括ケアシステムの構築を図っている。医療は、高度急性期から慢性期までの病床の機能分化や在宅医療を推進し、介護との連携や多職種協働を強化し、いわゆる「病院完結型」から「地域完結型」を目指している。この流れは、疾病・障がいの治癒や回復を目的とする従来の「医療モデル」から、生活の質に焦点をあて、疾病や障がいがあっても、地域の住まいでその人らしく暮らすことを支える「生活モデル」へのシフトを意味する。また、疾病構造の変化や少子・高齢化、社会環境の変化に伴い、個人や家族、地域社会が抱える健康上の問題が多様化してきた。疾病に罹患した患者の看護だけでなく、疾病予防のための保健教育的機能の拡大、在院日数短縮に伴う訪問看護の拡充など、看護活動の場が多様化し、看護の役割も増えている。このように看護専門職に求められるニーズは多様化が一段と進み、看護が「医療」と「生活」の両側面から全体を総合的に見直し、国民や社会の多様なニーズに適切に応えることが喫緊の課題となっている。

そのため、高度な専門的知識と教育・研究的視点をもち、保健医療福祉関連機関や看護基礎教育機関等において、指導的役割を果たすことができる看護実践者の育成が必要である。

#### ア. 入学定員（2名）の理由と定員充足の見込み（概要）

本学看護学専攻博士後期課程の入学定員は、質が高く密な研究指導を行ううえで適切と

考えられる 2 名とした。近畿地区の私立大学大学院で看護学専攻を持つ大学院博士後期課程の入学定員は、京都府の同志社女子大学大学院看護学研究科の看護学専攻博士課程（後期）が 3 名（収容定員 9 名）、大阪府の関西医科大学大学院看護学研究科の看護学専攻博士後期課程が 5 名（収容定員 15 名）、四天王寺大学大学院看護学研究科の看護学専攻博士後期課程が 3 名（収容定員 9 名）となっている。

これらの状況から、大阪府にある本学大学院の看護学専攻博士後期課程で 2 名という入学定員の設定は無理がなく、妥当な範囲であると考ええる。

	入学定員	収容定員
森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻博士後期課程	2 名	6 名
同志社女子大学大学院 看護学研究科 看護学専攻博士課程（後期）	3 名	9 名
関西医科大学大学院 看護学研究科 看護学専攻博士後期課程	5 名	15 名
四天王寺大学大学院 看護学研究科 看護学専攻博士後期課程	3 名	9 名

## イ. 近隣の他大学大学院看護分野博士後期課程の入学状況

中長期的に本学看護学専攻博士後期課程に入学者を確保できる見込みを調べる目的で、近畿地区の私立大学大学院で看護学専攻を持つ大学院博士後期課程の直近 3 か年の入学状況を確認した。本学が位置する大阪府の関西医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程の入学定員は 5 名で、2018 年度は 7 名、2019 年度は 6 名、2020 年度は 7 名の入学者があった。次に大阪医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程の入学定員は 3 名で、2018 年度は 3 名、2019 年度は 3 名、2020 年度は 3 名の入学者があった。また兵庫県の武庫川女子大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程の入学定員は 3 名で、2018 年度は 5 名、2019 年度は 8 名、2020 年度は 8 名の入学者があった。このように全ての大学において毎年入学定員を確保することができている。加えて、同地区における私立大学の大学院で看護学専攻を持つ大学院博士後期課程は現在 11 校と少ない現状にある。

一般社団法人日本看護系大学協議会データベース委員会（日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協議会との協働）が実施した「2018 年度 看護系大学の教育等に関する実態調査」【資料 2】によると、看護系大学院博士後期課程修了者の主な進路は、博士後期課程修了生 227 名のうち、全体の 59.0%（134 名）が大学・短大・研究機関等、18.1%（41 名）が学校（教諭として）と、教育現場への就職者が 77.1%と高い割合となっている。看護教育の充実化に伴い、看護教育機関において教員の需要が高まっている状況であることから、保健医療福祉施設等の看護職者では、大学院博士後期課程への進学を目指す者が増加している。

近畿地区の大学院博士後期課程の3か年の入学状況からもわかるように、今後の本学大学院の看護学研究科博士後期課程入学者の見通しも十分見込めるものである。

	入学定員	2020年度	2019年度	2018年度
武庫川女子大学大学院 看護学研究科 看護学専攻博士後期課程	3名	8名	8名	5名
関西医科大学大学院 看護学研究科 看護学専攻博士後期課程	5名	7名	6名	7名
大阪医科大学大学院 看護学研究科 看護学専攻博士後期課程	3名	3名	3名	3名

## ウ. 定員充足の根拠となる調査結果の概要

本学看護学専攻博士後期課程への進学ニーズを調べる目的で、第三者機関（株式会社採用総研）に委託し、令和2（2020）年11月から令和3（2021）年1月にかけて、令和4（2022）年4月の森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（博士後期課程）への進学を検討すると見込まれる森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）（以下、森ノ宮医療大学大学院看護学専攻（修士課程））に所属する大学院生、修士の学位を保持（または取得予定）している森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科の教員、修士の学位を保持（または取得予定）している病院の看護職員と看護学校（専門学校や他大学）の教員、他大学大学院生を対象としたアンケート調査を実施した。

調査方法は、上記対象者に対し、調査用紙と説明資料のリーフレット「森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の概要」を配布し、調査を実施した【資料3】。回答は34名から得られた。

まず、本学看護学専攻博士後期課程への興味関心について調査したところ、「大いに興味・関心がある」5件、「興味・関心がある」17件、の肯定的な回答を合算すると22件あった。「あまり興味・関心がない」が6件、「全く興味・関心がない」0件であった。

次に、受験意向について調査したところ、「受験してみたい」7件、「受験先として検討したい」12件の肯定的な回答を合算すると19件あった。「受験先として考えないと思う」4件、「わからない」が4件であった。

そして、入学意向について調査したところ、「入学を希望する」6件、「条件が整えば入学を希望する」15件の肯定的な回答を合算すると21件あった。「入学を希望しない」が1件、「その他」0件であった。

これらの結果より、受験意向と入学意向の調査結果をクロス集計したところ、「受験してみたい」との回答のうち「入学を希望する」との回答が4件あり、これは入学定員の2.0倍である。

この調査結果と、今回の調査対象以外からの受験の可能性もあることから、本学看護学専攻博士後期課程の入学定員 2 名の学生は十分に確保できるものとする。

## **エ. 学生納付金の設定の考え方**

### **(ア) 入学金等および授業料について**

本学看護学専攻博士後期課程の入学金等および授業料については、学生への経済的負担を配慮し、競合する近畿圏内の博士後期課程がある看護系大学院の初年度の学生納付金を調査した【資料 4】。また本学の大学運営上の財務的状況、教育研究環境の充実等も勘案し、近隣の大学院が定める学生納付金と顕著な差がないよう入学金は 30 万円、授業料は 70 万円とした。

また本学ではキャリア形成の支援策として学位取得をサポートしており、教職員に対し、学生納付金の減免規程を定めている。本学の教職員は入学金 30 万円、授業料のうち年額 20 万円が減免となる。

### **(イ) 検定料**

本学看護学専攻の検定料は 3 万円とする。類似する同志社女子大学大学院、関西医科大学大学院、四天王寺大学大学院ともに 3 万 5 千円であり、本学と顕著な差は無い。

比較を【資料 3】にまとめている。

## **(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況**

### **ア. 医療系資格保有者（社会人）への広報**

本学が相互連携協定を締結している医療機関 16 ヶ所、本学実習生の受け入れ施設、本学卒業生の就職先施設に対し、本学看護学専攻博士後期課程の概要を記載したリーフレットを配布し、説明を行うことを予定している。

また本学は学部生向けに就職合同説明会を開催しているが、その説明会に参加している施設担当者に対してリーフレットを配布し説明を行う。

加えて本学教員のネットワークを活用し、共同研究や事例検討会を実施している医療機関の看護部長等管理者に対し、説明会を実施する予定である。そして看護系学会や大阪府看護協会等に対してもリーフレットの配布を行うことで、看護職者への的を絞った広報を行う。

### **イ. 現役学生への広報**

令和 2（2020）年度に開設した本学看護学専攻博士前期課程（現修士課程）は、第 1 期の修了生が、本学看護学専攻博士後期課程の開設初年度の入学対象者となるため、設置構想の概要を記載したリーフレットと併せて入学意向のアンケートを配布した。また本学看護学専攻博士前期課程（現修士課程）の学生には、後期オリエンテーション時等にもリーフレットの配布と説明会を年数回開催する予定としている。



本学看護学部看護学科（現保健医療学部看護学科）の学生に対しては、将来的な入学候補者として、看護学における研究活動の意義等を説明するなかで、本学看護学専攻博士後期課程の設置の趣旨や特色、同じ教育理念の基盤の上に展開する学士課程・博士前期課程・博士後期課程の教育体制のつながりを説明することで、学部卒業後のキャリアの選択肢の一つとなるよう意識づけを行う。

#### **ウ. 不特定対象者への広報**

本学にて開催されるオープンキャンパス（年5回程度）にて、本学看護学専攻博士後期課程の設置構想について来場者にアナウンスし、相談希望者には大学院担当教員、事務職員などが対応する。2020年度より大学院説明会の実施を開始し、今後も年2回の実施を計画している。また、本学ホームページにて情報を積極的に発信する。さらには、電話やホームページ上で相談窓口を設置し、問い合わせに対する対応を行う予定である。

## **2 人材需要の動向等社会の要請**

### **（1）人材の養成に関する目的、教育研究上の目的（概要）**

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士前期課程（現修士課程）では、学士課程やこれまでの実践で修得した知識や技術をさらに発展させ、学識を深めるとともに、より高度な専門的知識と evidence に基づく看護実践を志向し、多職種と連携して、看護専門職として指導的役割を果たすことができる人材を育成している。さらに、今回計画している本学看護学専攻博士後期課程では、看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者を育成することを目的としており、また看護学教育の向上のために、看護の理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者及び国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材を育成することが使命であると考えている。

また、教育研究上の目的としては、3つの能力（研究力、教育力、高度な専門業務に資する能力）を修得させることとする。

### **（2）（1）が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠**

#### **ア. 業界団体からの要望**

本学看護学専攻博士後期課程の設置に対しては、大阪府看護協会から以下の要望書【資料5】が寄せられている。

「看護の理論的基盤を探究し、高い倫理観と科学的、学際的視野をもち、自立して研究活動を行い、看護学の発展と、看護の理論化の構築に寄与できる看護学研究者の育成、看護の

理論的基盤に基づく看護学教育の指導的役割を担う看護教育者の育成及び国内外の他分野・多職種と協働し、高度な専門性が求められる保健医療福祉機関等において、高度な専門業務を担う人材の育成に重点を置く看護学専攻博士後期課程を設置されようとしておられます。これは、現在の医療現場の要請にこたえるものであると考えられる。」

このように、本学看護学専攻博士後期課程の開設は地域の業界団体からも強く要望されており、社会的ニーズを踏まえたものであると考える。

## イ. 看護活動の拡大・多様化

今日の急速な少子・超高齢化や疾病構造の変化に伴い、看護機能も変化している。これまでの看護は疾病に罹患した患者を対象としていたが、現在は疾病の原因となる生活習慣を改善するための保健指導に見られるような教育的機能にも及んでいる。また在院日数の短期化により、訪問看護の対象が広がり、在宅で医療を受けるすべての人に訪問看護が提供されるような制度が整備されてきた。さらに地域における看護実践は在宅だけにとどまらず、通所介護事業所、グループホーム等が増加したことで、看護活動の場が多様化し、患者・家族を含んだチーム医療を進めていく必要性も高まっている。一方で、高齢化等の進展に対応して、医学、歯学、薬学、看護等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における看護研究者の育成も急務となっている。このように看護職の役割は社会の要請に応じて変化し、その時代のニーズに応じることができるよう、より高度で柔軟な思考や発想が求められ、その期待はますます拡大している。

## ウ. 看護系大学院修了生の就職・進学状況

一般社団法人日本看護系大学協議会データベース委員会（日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協議会との協働）が実施した「2018年度 看護系大学の教育等に関する実態調査」【資料 2】によると、看護系大学院博士後期課程を修了した者の主な進路は次の通りである。博士後期課程修了生 227 名のうち、全体の 59.0%が（134 名）が大学・短大・研究機関等、18.1%（41 名）が学校（教諭として）と回答している。教育現場への就職者が 77.1%を占めており、採用意欲が非常に高いことがわかる。また、次いで 15.0%（34 名）が病院・診療所に就職している。全体では就職者は 96.4%（219 名）で、教育・研究機関に看護教員として勤務する割合が圧倒的に多くなっているが、教育現場、研究分野、医療現場等から幅広く求人が見込めることがわかる。

## エ. 第三者機関によるアンケート調査の結果

前述のとおり教育現場においては十分な採用の土壌がある。そこで本学では教育現場に次いで就職者の多い医療現場（病院）を対象に、本学看護学専攻博士後期課程への採用意欲を調べる目的で調査を実施した。第三者機関（株式会社採用総研）に委託し、令和 2（2020）年 11 月から令和 3（2021）年 1 月にかけて実施し、回答した施設は 13 施設であった【資料

6】。

大学院博士後期課程修了者の採用意向について尋ねた設問では、「原則として毎年安定的に採用していく」が 9 件、「毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく」が 3 件、「採用しない」が 1 件であった。そして、本学看護学専攻博士後期課程修了者に対する採用意向について尋ねた設問では、「採用したい」が 12 件あった。したがって、大学院博士後期課程修了の採用意向がある施設については、全てが本学看護学専攻博士後期課程修了者の採用意向もあるという結果となった。また、本学看護学専攻博士後期課程修了者を毎年何人採用するか尋ねたところ、5 施設が「1 人」、7 施設が「人数は未定」と回答した。

採用意向についての回答と、毎年の採用予定人数についての回答をクロス集計したところ、「採用したい」と回答した 12 施設のうち、毎年の採用予定人数を 5 施設が「1 人」、7 施設が「人数未定」と答えており、人数未定を 1 名換算した場合において、12 名と修了予定人数の 6.0 倍である。

このことから、入学定員が 2 名である本学看護学専攻博士後期課程の毎年の修了者に対する求人は、十分に見込めると考えられる。

以上

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	アキ モトニ 青木 元邦 <令和3年4月>		博士 (医学)		森ノ宮医療大学学長 (令和3.4～令和5.3)

教 員 の 氏 名 等												
（大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 博士後期課程）												
調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担単位数	年間講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
1	専	教授	ヨシムラ ヤス 吉村 弥須子 <令和4年4月>		博士 (看護学)		成人看護支援後期特論 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	2 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平23.4)	5日
2	専	教授	ムカミ イキ 村上 生美 <令和4年4月>		博士 (工学)		看護教育学研究特論 看護技術開発特論 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	2 2 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平23.4)	5日
3	専	教授	イヅミ カコ 伊津美 孝子 <令和4年4月>		博士 (工学)		看護研究方法論※ 看護理論後期特論 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.8 2 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平23.4)	5日
4	専	教授	ナカニ ノブコ 中西 伸子 <令和4年4月>		博士 (看護学)		看護研究方法論※ 育成看護学後期特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.6 0.9 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (令2.4)	5日
5	専	教授	イシイ マコ 齋藤 雅子 <令和4年4月>		修士 (臨床教育学)		看護研究倫理特論※ 育成看護学後期特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.9 0.8 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (令2.4)	5日
6	専	教授	シライ(オノ)フミエ 白井(小野)文恵 <令和4年4月>		博士 (医学)		看護研究倫理特論※ 公衆衛生看護学後期特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	1.1 1.1 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (令2.4)	5日
7	専	教授	モリ ミチ(ヒロ) 森 美侑紀(広子) <令和4年4月>		博士 (医学)		育成看護学後期特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.3 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平25.4)	5日
8	専	教授	ハシネ ヒロコ 橋本 弘子 <令和4年4月>		博士 (保健学)		療養支援看護学後期特論Ⅱ※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.3 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平29.4)	5日
9	専	教授	マエガキ ヨシヒロ 前川 佳歌 <令和4年4月>		博士 (医学)		療養支援看護学後期特論Ⅱ※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.3 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平28.4)	5日
10	専	教授	マツオ アキコ 松尾 安希子 <令和4年4月>		博士 (医学)		後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1通 2通 3通	2 4 4 4	1	森ノ宮医療学園附属 みどりの風クリニック 医師 (平28.8)	5日
11	専	准教授	セキガチ トシアキ 関口 敏彰 <令和4年4月>		修士 (社会健康医学 (専門職))		公衆衛生看護学後期特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.9 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 看護学科准教授 (平26.4)	5日
12	専	准教授	ソムラ マコ 外村 昌子 <令和4年4月>		博士 (医療科学)		療養支援看護学後期特論Ⅰ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	2 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 准教授 (令2.4)	5日
13	専	准教授	ハスガ ミツト 蓮池 光人 <令和4年4月>		博士 (看護学)		看護研究方法論※ 療養支援看護学後期特論Ⅱ※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.6 1.4 2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 准教授 (令2.4)	5日
14	専	准教授	カガノ キエ 岡田 公江 <令和4年4月>		博士 (保健学)		後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1通 2通 3通	2 4 4 4	1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 准教授 (令3.4)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	3人	1人	2人	9人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	人	3人	人	人	人	3人	修士 (社会健康医学 (専門職))
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	6人	3人	1人	2人	12人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	1人	人	人	人	人	1人	